平成28年度修了考査
試　験　問　題

〔第一問・第二問
会計に関する理論及び実務〕

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
2　試験開始の合図により、試験を始めてください。
3　この冊子は、1頁から15頁までとなっています。
　試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
4　**答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。**
5　答案は配付した答案用紙で作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。
6　各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1枚目だけでなく2枚目以降にも受験番号が記載されていますので、受験番号を確認し『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。
　自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
7　答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
8　問題に関する質問には一切応じません。
9　試験時間は3時間です。
10　試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
11　受験に必要のないものは、机上及び机中から撤去し、かつ、荷物は全て足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
　(1)　筆記用具
　　黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。)及び修正液(修正テープ)
　　試験問題への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
　(2)　その他のもの
　　定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
12　携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
13　試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
14　試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
15　不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成28年度修了

平成28年度修了

平成28年度修了

（満点　300 点）　{第二問とあわせ 時　間　3 時間}

第　一　問　（150 点）

上場の電子機器メーカーＰ社の第 12 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで。以下、「当事業年度」という。）に係る個別財務諸表及び連結財務諸表に関し、 **問題 1** 及び **問題 2** の各設問に答えなさい。

［解答上の留意事項］

1．会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法によるものとし、特に指定のない限り金額の重要性は考慮しないものとする。

2．解答に必要な計算は千円単位（千円未満端数切捨て）で行い、最終の計算結果を千円単位（千円未満端数切捨て）で解答すること。

3．その他、問題文に記載のない事項は考慮しないものとする。

［ 問題 1 及び 問題 2 に共通する前提事項］

1．Ｐ社グループは、Ｐ社、子会社Ａ社、子会社Ｂ社及び関連会社甲社から構成されている。Ｐ社はＡ社及びＢ社を連結の範囲に含めており、これら以外に子会社は存在しない。また、関連会社甲社は、重要性に乏しいため持分法の適用範囲に含めておらず、甲社以外に関連会社は存在しない。

2．Ｐ社グループ各社が発行するのは普通株式のみである。

3．Ｐ社グループ各社の決算日は 3 月 31 日である。

4．Ｐ社以外のグループ会社は退職給付制度を有していないものとする。

5．Ｐ社グループ各社の税効果会計に適用される法定実効税率は、前事業年度及び当事業年度においていずれも 30 % であり、将来においても変更はないものとする。

6．個別修正に関しては特に指示がない限り、当期の法人税等として納付すべき額には影響がないものとする。

7．個別修正及び連結修正に関しては特に指示がない限り、税効果会計の対象とならないものとする。指示により修正事項が税効果会計の対象となる場合においては、修正事項に係る繰延税金資産は全て回収可能であるものとする。

8．個別修正及び連結修正に関してはいずれも消費税等を考慮する必要はないものとする。

問題 1 Ｐ社の当事業年度の個別財務諸表の作成に関して、[**資料 1**]及び[**資料 2**]に基づき、**問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

[**資料 1**] Ｐ社の平成 29 年 3 月 31 日現在の(要約)残高試算表は次のとおりである。

(単位：千円)

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金及び預金	1,200,000	買掛金	4,000,000
売掛金	9,000,000	未払金	50,000
製品	2,500,000	短期借入金	800,000
仕掛品	2,000,000	１年以内返済長期借入金	1,000,000
原材料	1,000,000	未払法人税等	250,000
仮払金	8,400	未払消費税等	200,000
繰延税金資産(流動)	300,000	仮受金	2,895
貸倒引当金	△9,000	長期借入金	4,000,000
建物	9,000,000	退職給付引当金	2,000,000
建物減価償却累計額	△6,000,000	資本金	3,000,000
機械及び装置	5,000,000	資本準備金	3,000,000
機械及び装置減価償却累計額	△3,500,000	利益準備金	750,000
土地	500,000	繰越利益剰余金	4,965,960
建設仮勘定	1,200,000	その他有価証券評価差額金	75,600
子会社株式	2,000,000	売上高	20,000,000
投資有価証券	288,000	受取配当金	30,000
繰延税金資産(固定)	567,600	為替差益	3,000
売上原価	16,000,000	法人税等調整額	120,000
販売費及び一般管理費	2,400,000		
支払利息	174,000		
雑損失	18,455		
法人税、住民税及び事業税	600,000		
合計	44,247,455	合計	44,247,455

［**資料 2**］ Ｐ社に関して以下の事項が判明している。なお、判明した事項以外の会計処理は、過年度に係る事項を含め全て適切に処理されているものとする。

1． 製品

製品に関して当事業年度末に以下の状況が発生しているが、何ら会計処理がなされていない。

・ 製品Ｘ（(要約)残高試算表上の帳簿残高 100,000 千円）の期末における正味売却価額は 80,000 千円と見積もられている。

・ 製品Ｙ（(要約)残高試算表上の帳簿残高 50,000 千円）はＰ社の製品カタログから削除されている型落ち品であり、低廉売却処分見込みであり、正味売却価額が著しく下落している。製品Ｙの正味売却価額は 500 千円と見積もられている。

なお、製品Ｘ及び製品Ｙについて評価損を計上する場合、当該評価損は税務申告上、損金算入されないものとし、税効果会計の対象となるものとする。

2． 有形固定資産

有形固定資産に関して当事業年度末に以下の状況が発生している。

・ 平成 29 年 2 月 1 日に本社建物の改修工事が完了しており、90,000 千円（消費税等は含まない）を修繕費（販売費及び一般管理費）として処理している。工事内容を確認したところ、資本的支出に該当するものと判断された。

・ 本社建物の減価償却は定額法で実施しており、残存価額はゼロ、工事完了時点における見積残存耐用年数は 30 年である。

・ 建設仮勘定には、新規事業のための新工場に係る支出額が計上されている。当該新規事業に関しては当事業年度末において、より高機能な競合製品の登場により技術的環境の著しい悪化が生じており、減損の兆候が存在している。なお、建設仮勘定以外に減損の兆候が存在する固定資産はない。建設仮勘定の帳簿価額、完成までに要する追加支出見積額及び完成後の将来キャッシュ・フローの見積額は以下のとおりである。

	帳簿価額	完成までに要する追加支出見積額	完成後の将来キャッシュ・フロー見積額
建物	250,000 千円	50,000 千円	
機械装置	950,000 千円	250,000 千円	
合計	1,200,000 千円	300,000 千円	1,400,000 千円

・　完成までに要する追加支出見積額及び完成後の将来キャッシュ・フロー見積額は以下のとおり発生すると想定されている。主要な資産である機械装置の耐用年数は7年である。なお、簡便的にキャッシュ・フローは毎事業年度末に発生するものとする。

	完成までに要する追加支出見積額	完成後の将来キャッシュ・フロー見積額
平成30年3月期	300,000千円	100,000千円
平成31年3月期	―千円	350,000千円
平成32年3月期	―千円	300,000千円
平成33年3月期	―千円	250,000千円
平成34年3月期	―千円	200,000千円
平成35年3月期	―千円	100,000千円
平成36年3月期	―千円	100,000千円
合計	300,000千円	1,400,000千円

・　減損損失を測定する際に用いる割引率は5.0％である。

3.　自己株式

自己株式に関して以下の状況が発生している。

・　期中に単元未満株式の買取請求に応じている。買取株数は合計で8,000株であり、買取価格は1株当たり1,000円であった。なお、買取時に付随費用400千円が生じている。これらに関する支出合計額8,400千円は(要約)残高試算表上の仮払金として処理されている。

・　上記の買取請求に応じた後に、単元未満株式の買増請求に応じている。処分株数は合計で3,000株であり、処分価格は1株当たり1,010円であった。なお、処分時に付随費用135千円が生じている。これらに関する純手取額2,895千円は(要約)残高試算表上の仮受金として処理されている。

・　事業年度末時点で保有している自己株式5,000株のうち2,000株については、平成29年2月開催の取締役会において、消却予定日を平成29年3月31日として消却することを決議し、予定通り消却手続が完了しているが、特段の会計処理がなされていない。

・　P社の自己株式の処分・消却時の帳簿価額の算定方法は、移動平均法によっている。

4.　債務保証

当事業年度中に、P社は以下の債務保証を行っている。

・　主要取引先Z社の借入金100,000千円に係る債務保証

・　子会社A社の借入金50,000千円に係る債務保証

・　関連会社甲社の借入金30,000千円に係る債務保証

なお、いずれの債務保証についても、保証料の授受はない。また、いずれの債務保証についても債務保証損失引当金を計上すべき状況にはないものとする。

問 1 上記[**資料 2**]に記載の事項について、適切に修正した後のＰ社の貸借対照表及び損益計算書に関連する以下の各金額を答えなさい。

⑴ 上記[**資料 2**]の 1.の製品に係る決算整理による営業利益への影響額(営業利益が減少する場合、金額の前に「△」を付すこと。)

⑵ 上記[**資料 2**]の 2.の本社建物に係る決算整理による税引前当期純利益への影響額(税引前当期純利益が減少する場合、金額の前に「△」を付すこと。)

⑶ 減損損失

⑷ 当期純利益

⑸ 自己株式(金額の前に「△」を付すこと。)

⑹ 繰越利益剰余金

⑺ 繰延税金資産(流動)

問 2 棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準第 9 号)では、棚卸資産の収益性の低下の有無に係る判断及び簿価切下げは、原則として個別品目ごとに行うこととされているが、例外的に複数の棚卸資産を一括りとした単位で行うことが適切と判断される場合には、その方法によることが認められている。複数の棚卸資産を一括りとした単位で行うことが適切と判断される場合について具体的に説明しなさい。

問 3 Ｐ社の建設仮勘定に関して認識される減損損失は、当事業年度末時点と完成時点のそれぞれにおいて、各資産(建物部分及び機械装置部分)にどのように配分されるか、配分金額も含めて説明しなさい。

問 4 債務保証に係る開示について以下の各設問に答えなさい。

⑴ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの連結会計年度に係るＰ社の連結財務諸表の注記において、Ｐ社の債務保証について言及されると考えられる箇所(３箇所)及びそれぞれの箇所において記載対象となる会社名を答えなさい。

⑵ 注記の対象となる債務保証には、通常の債務保証のほか、保証類似行為が含まれるものとされている。そこで、注記の対象となる保証類似行為とは何かについて説明しなさい。

問題 2 P社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度(以下、「当連結会計年度」という。)に係る連結財務諸表の作成に関して、以下の[**資料3**]及び[**資料4**]に基づき、**問 1** から **問 5** の各設問に答えなさい。

[**資料3**]

1. 連結子会社A社に関する事項

⑴ A社は、平成27年4月1日にP社が200,000千円を出資して設立した国内子会社であり、P社のA社に対する出資比率は80％である。設立後、当連結会計年度末までに持分の変動は生じていない。また、設立出資に当たり付随費用は生じていないものとする。

⑵ 前連結会計年度までは、A社を連結及び持分法の適用範囲外としていたが、当連結会計年度中に事業が本格化し重要性が増したため、当連結会計年度期首よりA社を連結の範囲に含めている。

⑶ 前連結会計年度末におけるA社の(要約)貸借対照表は以下のとおりである。

(単位：千円)

資産合計	1,000,000	負債合計	700,000
		資本金	250,000
		繰越利益剰余金	50,000
		純資産合計	300,000

⑷ A社の資産の中には土地(帳簿価額200,000千円)が含まれており、前連結会計年度末時点における土地の時価は220,000千円である。

2. 連結子会社B社に関する事項

⑴ B社は、平成23年4月1日にP社が1,800,000千円にて株式を購入した国内子会社であり、P社のB社に対する出資比率は60％である。購入後、当連結会計年度末までに持分の変動は生じていない。また、購入に当たり付随費用は生じていないものとする。

⑵ B社の取得に当たり、時価評価が必要な資産及び負債は存在していない。取得時にのれんが発生しているが、のれんは前連結会計年度において償却が完了している。

⑶ P社がB社を子会社化した後に、B社は時価のある投資有価証券を購入し、その他有価証券として処理している。なお、当連結会計年度中の売買はない。

⑷ B社からの受取配当金18,000千円がP社の当事業年度の損益計算書に計上されている。

3. C社に関する事項

⑴ C社は、平成29年4月1日を合併期日として、P社が吸収合併した国内上場会社である。企業結合に係る会計基準に基づき、取得企業はP社と判定されている。P社は平成26年4月1日にC社の発行済株式の10％(360千株)を180,000千円で取得しており、[**資料1**]における投資有価証券及びその他有価証券評価差額金は全てC社株式に係るものである。なお、前事業年度末時点におけるP社のその他有価証券評価差額金の額は20,160千円であった。また、購入に当たり付随費用は生じていないものとする。

⑵　Ｐ社によるＣ社の合併スケジュール及び各時点における株価の推移は次のとおりである。

年月日	事象	Ｐ社の株価	Ｃ社の株価
平成 28 年 4 月 25 日	合併契約の締結	980 円	600 円
平成 28 年 6 月 29 日	株主総会による合併契約の承認	1,000 円	800 円
平成 29 年 4 月 1 日	合併期日	1,010 円	― 円

⑶　合併契約では、Ｃ社株式１株に対しＰ社株式0.8株を割り当てることとしている。また、Ｐ社の保有するＣ社株式に対してＰ社株式は割り当てないこととしており、平成 29 年 4 月１日にＰ社は 2,592 千株の新株を発行・交付している。なお、発行・交付に当たり付随費用は生じていないものとする。

⑷　Ｃ社からの配当金 12,000 千円がＰ社の当事業年度の損益計算書に計上されている。

［**資料４**］　Ｐ社の連結財務諸表(一部抜粋)は以下のとおりである。

１．　連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （平成 28 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （平成 29 年 3 月 31 日）
株主資本		
資本金	3,000,000	3,000,000
資本剰余金	?	?
利益剰余金	6,200,000	?
自己株式	―	?
株主資本合計	?	11,966,094
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	50,160	111,600
退職給付に係る調整累計額	20,000	25,000
その他の包括利益累計額合計	70,160	136,600
非支配株主持分	1,200,000	?
純資産合計	13,470,160	13,380,694

２．　連結損益計算書

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日）
当期純利益	?	?
非支配株主に帰属する当期純利益	?	26,000
親会社株主に帰属する当期純利益	?	?

3．連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）	当連結会計年度 （自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 29 年 3 月 31 日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
…		
配当金の支払額	？	△1,000,000
非支配株主への配当金の支払額	？	△12,000
…		

問 1 当連結会計年度期首において子会社 A 社を連結する際の資本連結仕訳を答えなさい。

問 2 当連結会計年度の連結包括利益計算書における以下の各金額を答えなさい。

(1) 親会社株主に帰属する包括利益

(2) 非支配株主に帰属する包括利益

(3) 包括利益

問 3 連結の会計処理及び連結包括利益計算書に関して、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 連結子会社に係る非支配株主持分の金額と、被投資会社の財務諸表の純資産に議決権に基づく非支配持分比率を乗じた金額との間に差が生じる場合があるが、差が生じる原因となる事由を 4 つ挙げなさい。

(2) 連結貸借対照表における「その他の包括利益累計額」の前連結会計年度末からの増減額が、連結包括利益計算書における「その他の包括利益合計」の額と合致しない理由を説明しなさい。

問 4 平成 29 年 4 月 1 日に P 社が C 社を吸収合併する際の会計処理に当たり、被取得企業 C 社の連結上の取得原価の金額を答えなさい。

問 5 企業結合時におけるのれんの計上に関して、以下の(1)及び(2)の各設問に答えなさい。

(1) 企業結合時におけるのれんの計上に関しては、全部のれん方式と部分のれん（購入のれん）方式とがあるが、我が国の会計基準においてはどのような考え方を採用しているか答えなさい。なお、解答に当たっては答案用紙に記載の選択肢のいずれか 1 つに○を付す方法によること。

(2) 全部のれん方式と部分のれん（購入のれん）方式との違いについて説明しなさい。

（満点　300 点）　{第一問とあわせ 時　間　3 時間}

第　二　問　（150 点）

問題 1　A 社は間接法による連結キャッシュ・フロー計算書を、各連結会社の個別ベースのキャッシュ・フロー計算書を連結する方法（原則法）により作成している。在外子会社である甲社の平成 28 年 3 月期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）及び平成 29 年 3 月期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）に関する以下の［**資料**］を基に各設問に答えなさい。

［**資料**］

・　甲社が所在する国の通貨 CU の為替レートは以下のとおりである。

平成 27 年 4 月 1 日	1 CU ＝ 40 円
平成 28 年 3 月期平均	1 CU ＝ 46 円
平成 28 年 3 月 31 日	1 CU ＝ 45 円
平成 29 年 3 月期平均	1 CU ＝ 47 円
平成 29 年 3 月 31 日	1 CU ＝ 50 円

・　平成 27 年 4 月 1 日に資本金 10 百万 CU で設立された。その後、平成 29 年 3 月 31 日に 5 百万 CU の増資を行った。A 社以外に株主は存在しない。

・　貸借対照表は以下のとおりである。

（単位：百万 CU）

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期		平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
現金預金	10	40	仕入債務	10	10
売上債権	35	35	借入金	10	20
			未払法人税等	5	5
			資本金	10	15
			利益剰余金	10	25
合計	45	75	合計	45	75

・　借入金については、資金需要に応じて随時、借入を実行している。なお、平成 29 年 3 月期において借入金の返済はなかった。

・　平成 28 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期において A 社と甲社との間には出資以外に取引はない。

・　設立以来、利益剰余金の処分を行っていない。

・　平成 29 年 3 月期における税金等調整前当期純利益の額は 20 百万 CU、法人税等の支払額は 5 百万 CU であった。

問 1　外貨建取引等会計処理基準に従い、甲社の平成 28 年 3 月期及び平成 29 年 3 月期の貸借対照表の換算を行い、以下の(1)から(5)に当てはまる金額を示しなさい。なお、利益剰余金は、その発生事業年度の期中平均レートを用いて換算する。

（単位：百万円）

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期		平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
現金預金			仕入債務		
売上債権			借入金		
			未払法人税等		
			資本金		(3)
			利益剰余金	(1)	(4)
			為替換算調整勘定	(2)	(5)
合計			合計		

問 2　上記 **問 1** で作成した円換算後の貸借対照表及び損益計算書の金額等を基礎として、間接法のキャッシュ・フロー計算書を作成した場合の問題点を、甲社の状況を踏まえて指摘しなさい。

問 3　上記 **問 2** で指摘した問題点を避けるために必要な調整を行い、甲社の平成 29 年 3 月期の間接法のキャッシュ・フロー計算書を完成させ、①から⑤に当てはまる金額を示しなさい。

なお、為替換算調整勘定の増減額は、連結キャッシュ・フロー計算書に重要な影響を与える場合に該当するものとする。また、解答に当たっては以下の方法に従うこと。

・　調整前の欄には、上記 **問 1** で作成した円換算後の貸借対照表及び損益計算書の金額等を基礎とした間接法のキャッシュ・フロー計算書の金額を表示する。また、税金等調整前当期純利益及び法人税等の支払額は、期中平均レートを用いて換算する。

・　調整前及び調整後の欄では、現金及び現金同等物が減少する場合には金額に「△」を付し、増加する場合には何も付さない。

・　調整差額の欄では、調整前の金額から減算する場合には金額に「△」を付し、加算する場合には何も付さない。

（単位：百万円）

	調整前	調整差額	調整後
税金等調整前当期純利益	（　　）	―	（　　）
売上債権の増減額	（　　）	（　　）	（　　）
仕入債務の増減額	（　　）	（　①　）	（　　）
未払法人税等の増減額	（　　）	（　　）	（　　）
為替換算調整勘定の増減額	（　　）	（　②　）	（　　）
小計	（　　）	（　　）	（　　）
法人税等の支払額	（　　）	―	（　　）
営業活動によるキャッシュ・フロー	（　　）	（　　）	（　　）
借入による収入	（　　）	（　③　）	（　　）
増資による収入	（　　）	（　　）	（　④　）
財務活動によるキャッシュ・フロー	（　　）	（　　）	（　　）
現金及び現金同等物に係る換算差額	―	（　　）	（　⑤　）
現金及び現金同等物の増加額	（　　）	―	（　　）
現金及び現金同等物の期首残高	（　　）	―	（　　）
現金及び現金同等物の期末残高	（　　）	―	（　　）

問題 2 税効果会計の適用に関連して、以下の各設問に答えなさい。

問 1 B社は、繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、平成28年3月期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)は、日本公認会計士協会が公表している監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に示された例示区分②に該当する企業であった。また、平成29年3月期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)は、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「企業会計基準適用指針第26号」という。)に示された(分類2)に該当する企業である。

B社の平成29年3月期におけるQ社株式に係る税効果会計の適用に関連して、以下の[**資料1**]を基に、個別財務諸表における⑴及び⑵の仕訳を示しなさい。なお、解答に際しては、同じ勘定科目の金額は集約し、1つの解答欄に同じ勘定科目を複数回使用しないこと。

⑴ 企業会計基準適用指針第26号の適用に伴う期首(平成28年4月1日)の仕訳

⑵ Q社株式の時価が上昇したことに伴う期末(平成29年3月31日)の仕訳

[**資料1**]

- B社は、業務上の関係を有するQ社の株式を過去から保有している。Q社株式は上場されており、B社では「その他有価証券」に分類している。
- 平成28年3月期の期末日(平成28年3月31日)において、取得原価が2,500百万円であるQ社株式の時価が1,000百万円に下落したため、1,500百万円の減損処理を実施した。なお、税務上の簿価は2,500百万円で変わりはない。
- 平成29年3月期の期末日(平成29年3月31日)において、Q社株式の時価が1,750百万円に上昇した。
- B社はQ社株式の売却時期の意思決定は行っていないが、業務上の関係がなくなっていることから売却する方針を平成28年3月期中に機関決定しており、Q社の了解も得ている。当該事実は、合理的な根拠として将来減算一時差異が将来のいずれかの時点で課税所得から減算できる可能性が高いことを示している。
- 法定実効税率は30%とする。

問 2 連結納税制度を採用するC社(連結納税親法人)の平成29年3月期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における税効果会計の適用に関連して、以下の[**資料2**]を基に下記⑴の設問の金額を求めたうえで、⑵の設問に答えなさい。なお、金額は百万円単位とする。

⑴ 各連結納税会社の個別財務諸表及びC社の連結財務諸表における法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の金額

⑵ 上記⑴の結果を踏まえて、各連結納税会社の個別財務諸表上の繰延税金資産の合計額と連結財務諸表のその額とが一致していない場合の会計処理を説明しなさい。また、C社の個別財務諸表上の繰延税金資産の計上額が連結財務諸表の計上額と大幅に乖離している場合の財務諸表上の取扱いを説明しなさい。

[**資料2**]

- C社は国内連結子会社C1社及びC2社(いずれも100%子会社)を有しており、連結納税制度を採用している。
- 各連結納税会社における平成29年3月期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の将来減算一時差異は、C社750百万円、C1社400百万円、C2社150百万円であり、全て平成30年3月期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)に解消が見込まれている。
- 平成30年3月期の個別所得見積額は、C社800百万円、C1社△550百万円、C2社200百万円である。なお、△はマイナスの金額を示している。
- 平成31年3月期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)以降の各連結納税会社の個別所得見積額はゼロとする。
- 法人税及び地方法人税に係る法定実効税率は20%とする。

問題 3 連結財務諸表を作成しているＤ社及びＤ社の持分法適用関連会社である乙社の平成27年３月期(平成26年４月１日から平成27年３月31日まで)、平成28年３月期(平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)及び平成29年３月期(平成28年４月１日から平成29年３月31日まで)に関する以下の[**資料**]を基に各設問に答えなさい。なお、Ｄ社及び乙社の会計期間はいずれの期においても一致している。

[**資料**]

・ 乙社に対するＤ社の持分比率の推移は以下のとおりである。

変動年月日	持分比率	摘要
平成26年４月１日	30％	資本金200百万円で設立された。Ｄ社の拠出額は60百万円であった。
平成27年４月１日	20％	Ｄ社以外の株主に対する第三者割当増資による持分比率の減少であり、当該株主の払込額は100百万円であった。
平成28年４月１日	40％	Ｄ社以外の株主からの取得による持分比率の増加であり、Ｄ社の取得価額は100百万円であった。

・ 乙社の負債及び純資産の部の推移は以下のとおりである。なおマイナスの場合には「△」を付している。

(単位：百万円)

	平成27年 ３月期	平成28年 ３月期	平成29年 ３月期
流動負債	200	400	400
固定負債	—	—	300
資本金	200	300	300
利益剰余金	100	200	△450
合計	500	900	550

(注) 平成29年３月期の固定負債のうち100百万円は、持分比率に応じた株主からの借入金であり、Ｄ社では長期貸付金に計上している。残りの200百万円は、銀行からの借入金であり、出資者が持分割合に応じて債務保証を行っている。

・ 乙社の当期純損益の推移は以下のとおりである。なお当期純損失の場合には「△」を付している。

(単位：百万円)

平成27年３月期	平成28年３月期	平成29年３月期
100	100	△650

・ 乙社に対するＤ社の持分比率は、議決権比率と一致している。

・ 乙社は、設立以来、配当を実施していない。

・ 乙社の資産及び負債の評価差額は、発生していない。

・ Ｄ社は、乙社のＤ社以外の株主との間で、持分比率に応じた乙社に関する損失分担契約を締結している。

・ Ｄ社の個別財務諸表において、乙社への投資額に対して評価損は計上していない。

・ Ｄ社の持分法に関する仕訳では、税効果を認識しない場合に該当する。

問 1 以下の各年月日における持分法に関する仕訳を、答案用紙の記載事項に従って示しなさい。複数の仕訳が認められている場合には、以下の[**条件**]に従い解答しなさい。なお、持分法に関する仕訳が発生しない場合には、答案用紙の借方科目欄に「仕訳なし」と記載しなさい。また、金額は百万円単位とする。

⑴ 平成 27 年 4 月 1 日

[**条件**] 持分変動損益を利益剰余金に直接加減する方法にはよらないものとする。

⑵ 平成 28 年 4 月 1 日

⑶ 平成 29 年 3 月 31 日

問 2 平成 29 年 3 月期において、仮に乙社が D 社の関連会社ではなく子会社に該当するとした場合、考えられる要件を 3 つ示しなさい。ただし、乙社に対する D 社の持分比率は 40 %であり、議決権比率と一致しているものとする。また、D 社以外に乙社の意思決定機関を支配している企業は存在しないものとする。

問題 4 日本公認会計士協会が公表している監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」(以下「委員会報告第 76 号」という。)を前提に、以下の設問に答えなさい。

問 1 委員会報告第 76 号において示された後発事象の 2 つの分類を挙げ、それぞれについて説明しなさい。

問 2 E 社では平成 29 年 3 月 20 日開催の取締役会において新株発行に関する決議を行ったが、その後、払込期日において全額払込がなされた。なお、当該払込額は E 社にとって重要なものに該当する。また、会計監査人の監査報告書の日付は平成 29 年 5 月 25 日である。

以下の⑴又は⑵の場合における平成 29 年 3 月期(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の会社法の規定に基づく計算書類における取扱いを説明しなさい。

⑴ 払込期日が平成 29 年 4 月 19 日である場合

⑵ 払込期日が平成 29 年 5 月 29 日である場合

問 3 F 社では平成 29 年 3 月期(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)の決算において、従来から業績不振であった取引先の丙社に対する債権については、「金融商品に関する会計基準」に基づいて貸倒懸念債権として分類し、貸倒損失の見積額 400 百万円を貸倒引当金として計上していた。その後、丙社の取締役が平成 29 年 5 月中に丙社の破産手続開始の申立てを行った。「金融商品に関する会計基準」に基づいて丙社に対する債権を、破産更生債権等として分類した場合、貸倒引当金として計上すべき貸倒損失の見積額は 1,100 百万円である。なお、見積額の差額 700 百万円は、F 社にとって重要なものに該当する。

また、会社法の規定に基づく計算書類の会計監査人への提出日は平成 29 年 4 月 28 日、会計監査人の監査報告書の日付は平成 29 年 5 月 25 日、金融商品取引法の規定に基づく監査法人による監査報告書の日付は平成 29 年 6 月 20 日である。

以下の⑴又は⑵の場合における平成 29 年 3 月期の会社法の規定に基づく計算書類及び金融商品取引法の規定に基づく財務諸表における取扱いを説明しなさい。

⑴ 破産手続開始の申立てが平成 29 年 5 月 10 日である場合

⑵ 破産手続開始の申立てが平成 29 年 5 月 29 日である場合

平成28年度修了考査
試　験　問　題

〔第三問・第四問
監査に関する理論及び実務〕

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
2　試験開始の合図により、試験を始めてください。
3　この冊子は、1頁から11頁までとなっています。
　試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
4　**答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。**
5　答案は配付した答案用紙で作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。
6　各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1枚目だけでなく2枚目以降にも受験番号が記載されていますので、受験番号を確認し『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。
　自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
7　答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
8　問題に関する質問には一切応じません。
9　試験時間は3時間です。
10　試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
11　受験に必要のないものは、机上及び机中から撤去し、かつ、荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
　(1)　筆記用具
　　黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。)及び修正液(修正テープ)
　　試験問題への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
　(2)　その他のもの
　　定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
12　携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
13　試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
14　試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
15　不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成28年度修了

平成28年度修了

平成28年度修了

（満点　300 点）　第四問とあわせ　時　間　3 時間

第　三　問　（150 点）

問題 1　A 株式会社（以下、「A 社」という。）は、東京証券取引所第 1 部に上場している産業用機械のメーカーである。主要な製品は、プラント用機械、食品製造用機械から構成される。

第 48 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について、あなたは A 社のグループ監査チームの主査を担当している。A 社は、国内に 2 社（B 社及び C 社）と海外に 2 社（D 社及び E 社）の子会社並びに国内に関連会社 1 社（F 社）を有している。

グループ監査チームの主査であるあなたは、平成 29 年 3 月期の監査計画を作成するに当たり、グループ監査の方針を検討することになり、［**資料 2**］に示すグループ監査における重要な構成単位の判定を実施した。以下に示す［**資料 1**］、［**資料 2**］及び［**資料 3**］を踏まえて、**問 1** から **問 5** までの各設問に答えなさい。

［資料 1］　連結経営指標の推移

（単位：百万円）

決算年月	平成 25 年 3 月	平成 26 年 3 月	平成 27 年 3 月	平成 28 年 3 月	平成 29 年 3 月（見込み）
売上高	72,480	79,866	71,216	75,639	78,000
経常利益	3,555	4,688	5,202	5,739	5,750
当期純利益	1,822	2,369	3,986	3,344	3,350
純資産額	44,718	46,655	50,344	55,734	58,966
総資産額	84,315	89,261	92,095	98,688	105,002

［資料 2］　重要な構成単位の判定

(1)　グループに対する個別の財務的重要性の有無							
	連結						
		構成単位 1	構成単位 2	構成単位 3	構成単位 4	構成単位 5	構成単位 6
会社名	－	A 社	子会社 B 社	子会社 C 社	子会社 D 社	子会社 E 社	関連会社 F 社
選択した財務指標	税引前当期純利益（計画段階の推定値）						
選択した財務指標の数値（百万円）	5,794	3,221	1,205	313	29	968	58
選択した財務数値の構成比	－	55.6 %	20.8 %	5.4 %	0.5 %	16.7 %	1.0 %
財務的重要性の判定結果	－	○	○	×	×	○	×
(2)　グループ財務諸表に対する特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性							
グループ財務諸表に対する特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性	－	あり	－	あり	－	－	－
(3)　重要な構成単位							
判定結果	－	○	○	○	×	○	×

［資料３］

グループ監査チームは、重要な構成単位の判定について、当初、以下のとおり行っていた。

⑴　グループに対する個別の財務的重要性の有無

・　選択した財務指標には、連結財務諸表の資産、負債、キャッシュ・フロー、利益又は売上高から、職業的専門家としての判断により、税引前当期純利益（親子会社間取引等の相殺消去後）を採用した。

・　選択した財務指標に対して適用する比率については、職業的専門家としての判断により、15％を超える構成単位を重要な構成単位としていた。

・　財務的重要性の判定結果は、Ａ社、Ｂ社及びＥ社の３社を選定した。

⑵　グループ財務諸表に対する特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性

Ａ社及びＣ社については、特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性があると判断した。

⑶　重要な構成単位

上記⑴又は⑵のいずれかに該当する構成単位である、Ａ社、Ｂ社、Ｃ社及びＥ社の４社を重要な構成単位として判定した。

グループ監査チームの主査であるあなたは、当初実施した重要な構成単位の判定後において、以下の状況があることに気付いた。

①　重要な構成単位以外の構成単位としたＤ社及びＦ社については、グループ監査において、特段の検討を行っていなかった。

②　子会社Ｄ社において、重要性の基準値を超えるグループ外部に対する売掛金残高があり、その回転期間が長期であること及び過去に滞留売掛金が生じているものの、これらの影響を含めたリスク評価を行っていなかった。

③　「構成単位に関する重要性の基準値」として、「グループ財務諸表全体としての重要性の基準値」と同額の値を設定していた。

問 1　上記［**資料３**］の①に示す「重要な構成単位以外の構成単位」について、グループ監査チームの主査であるあなたは、どのような手続を実施しなければならないか答えなさい。

問 2　上記［**資料３**］の②に示すＤ社の状況について、グループ監査チームの主査であるあなたは、重要な構成単位の判定において、どのように取り扱えばよいか答えなさい。

問 3　上記［**資料３**］の③に示すとおり「構成単位に関する重要性の基準値」は、「グループ財務諸表全体としての重要性の基準値」と同額の値を設定していた。本来、この２つの重要性の基準値に設定する値は、どのような関係とするのが正しいか。答案用紙の所定の欄に「＞」又は「＜」のいずれかの記号で示し、その理由を答えなさい。

問 4 グループ監査チームは、グループ及びその構成単位の環境を理解すること並びに連結プロセスを理解することが求められる。グループ監査チームは、連結プロセスに関して、どのような事項を検討しなければならないか。あなたが重要と考える事項を３つ答えなさい。

問 5 上記[**資料 2**]の⑵に示すように、重要な構成単位として判定したＣ社には、グループ財務諸表に対する特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性がある状況にある。Ｃ社は、構成単位の監査人が従来より監査を行っている。グループ監査チームには、重要な構成単位である子会社Ｃ社の構成単位の監査人のリスク評価への関与の内容、時期及び範囲を決定することが求められることになるが、グループ監査チームは、グループ財務諸表に係る特別な検討を必要とするリスクを識別するため、具体的に、どのような手続をすることになるか、３つ答えなさい。

問題 2 会計上の見積りは、不確実性を伴い、その不確実性の程度により重要な虚偽表示リスクが異なることになる。また、監査人は重要な虚偽表示リスクに対応する適切な監査手続を実施し、職業的専門家として、批判的な観点から経営者の見積りの合理性を検討することが求められる。

以下の **問 1** から **問 5** は、会計上の見積りの監査に関連して、重要性があるにもかかわらず、対応が不十分に行われている状況にある事例である。各事例について、監査人であるあなたには、どのようなフォロー手続が求められるか答えなさい。

問 1 V 社の事例

V 社の監査において、V 社の退職給付債務計算における割引率及び長期期待運用収益率等の基礎データの検証に当たり、V 社の担当者への質問を実施することのみを行っていた。

問 2 W 社の事例

W 社の監査において、実質価額が著しく下落している関係会社株式の実質価額の回復可能性の検討に当たり、事業計画の売上及び利益が過去の実績と比較して大幅に増加していることについて、W 社の担当者に当該増加要因について質問しているものの、具体的な裏づけによる検討は行っていなかった。

問 3 X 社の事例

X 社は、本社社屋の建設用地として 3 年前に土地を購入していたが、当期に入って本社社屋の移転計画が中止となった。当該土地は、期末時点において遊休状態となっている。X 社は、今後、転用見込があるとして、減損の兆候はないとしている。X 社の監査において、X 社の当該判断を容認しており、固定資産の減損の兆候の検討を行っていなかった。

問 4 Y 社の事例

Y 社は、販売代理店に対する長期滞留債権について、過年度より相手先の財政状態等が不明であるとして、当該債権の 50 %について貸倒引当金を計上している。Y 社の監査において、当該販売代理店が、当期、民事再生法の申請をしており、実態としては、破産更生債権等に該当する状況があることは把握したものの、50 %の引当を行っていることから、それ以上の検討を行っていなかった。

問 5 Z 社の事例

Z 社の監査において、Z 社は、長期の製品保証をしているにもかかわらず、製品保証引当金を計上していないことについて、特段の検討は行っていなかった。

問題 3 監査業務の審査に関して、以下の各設問に答えなさい。

問 1 監査人は、意見の表明に先立ち、意見表明に関する審査を受けることが求められる。意見の表明に先立ち審査を受けることが求められる理由を答えなさい。

問 2 監査事務所は、審査担当者の選任に関する方針及び手続を定め、審査担当者の適格性を確保することが求められる。審査担当者に求められる適格性としては、例えば、知識、経験、能力、職位等、審査担当者が業務を果たすために必要とされる専門的な資格要件がある。これら専門的な資格要件以外に審査担当者に求められる適格性として必要であると考える事項を答えなさい。

問 3 審査担当者には、監査チームが行った業務について評価することが求められる。審査担当者が具体的に実施する項目としては、例えば、財務諸表と監査報告書案の検討が考えられる。上記以外に審査担当者として実施しなければならないと考える業務を３つ答えなさい。

問 4 監査責任者と審査担当者の間で、監査上の判断が相違することがある。監査上の判断の相違が生じた場合に、監査チームに求められる対応を答えなさい。なお、解答に当たっては、監査報告書の日付と審査の完了日との関係について言及すること。

問 5 不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合、審査担当者は、審査において、検討・評価する必要がある事項としては、どのような事項が考えられるか。３つ答えなさい。

（満点　300 点）　第三問とあわせ　時　間　3 時間

第　四　問　（150 点）

問題 1　あなたは、東京証券取引所第 2 部に上場している鉄筋用棒鋼の製造販売事業を行う甲株式会社（以下、「甲社」という。）の第 30 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、以下、「当期」という。）の会社法及び金融商品取引法に基づく監査を主査として担当している。

甲社は大阪府、埼玉県及び千葉県に電気炉工場を所有している。

監査計画の策定に当たり先日実施した経営者等とのディスカッションによって得られた甲社の会社情報の要約は［**資料**］のとおりである。

これに関連した以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

問 1　監査計画の策定に当たり経営者等とのディスカッションを実施する目的を答えなさい。

問 2　［**資料**］を読んで甲社の事業上のリスクを 2 つ答えなさい。また、その事業上のリスクに対応して、アサーション・レベル（財務諸表項目レベル）の重要な虚偽表示リスクとなる可能性があると、あなたが考える項目をそれぞれ 1 つずつ記載しなさい。

問 3　監査人は、識別し評価したアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクに応じてリスク対応手続の種類、時期及び範囲を立案し実施しなければならない。

(1)　リスク対応手続として、関連する内部統制の運用状況の有効性に関して、運用評価手続を立案し実施しなければならないのはどのような場合か答えなさい。

(2)　リスク対応手続として実証手続を実施する場合、重要な虚偽表示のリスクの程度にかかわらず、重要な取引種類、勘定残高及び開示等の各々に対する実証手続を立案し実施しなければならないとされている。その理由を答えなさい。

問 4　監査役等との連携に当たって、監査人は計画した監査の範囲とその実施時期の概要について監査役等とのコミュニケーションを行わなければならない。

(1)　計画時において一般的に監査役等とコミュニケーションを行うべき事項を 2 つ挙げなさい。

(2)　［**資料**］を読んで甲社の監査役等が財務報告プロセスを監視する責任を果たすために有用な情報として、あなたが監査役等に伝える必要があると思う内容を記載しなさい。

［資料］　**経営者等とのディスカッションによって得られた甲社の会社情報の要約**

1.　会社の属する産業の状況及び会社の状況について

・　国内の建築需要は本格的に回復しておらず、鉄筋需要は低迷が続いている。

・　また、近年の電気料金の値上げは、甲社の業績を圧迫する要因となっている。

・　主原料であるスクラップ以外の副材料の購入単価も値上がり傾向にあり、コスト増につながっている。

・　これらの状況への対策として、コスト効率を良くするために大阪工場の製造設備の一部改修を予定している。平成28年8月に工事完了を予定しており、コストの改善効果が現れるのは9月以降となる。

・　そのほか、全社的に製造コストのみならず、販売費及び一般管理費を含めたコストの見直しを行うべく、再度徹底してコスト削減に係る意識付けを行っている。

・　しかし、コスト削減のみで対応することが困難であることは承知しており、甲社の最大の課題は、主原料であるスクラップ価格が値上がり傾向にあることに加え、これらのコストが増加している要因について取引先の理解を得た上で、当該コストを製品価格へ転嫁し適正な利幅を獲得することにある。

2.　経営組織について

特に変更なし。

3.　新規事業、買収及び合併等の計画について

・　買収や合併の予定は今のところない。

・　売上拡大を図るため、新規サイズの棒鋼の製造が可能となるよう平成28年10月に千葉工場の一部改修を行う予定である。新製品の製造販売は当期後半から行うこととなるが、売上数量増を期待している。新規サイズの棒鋼は既に他社も販売している製品であるため拡販は容易ではないが、従来サイズとのセット売り等により、拡販の可能性は十分あると考えている。

　新製品の製造コストは、順調に製造販売が進むようになるまでの間は割高になるが、早期に軌道に乗せるべく営業部の人員を増員して拡販に努める予定である。

4.　経営方針及び経営理念について

品質を重視し、最終ユーザーに安心して使ってもらえる製品を提供することを第一と考えており、従来から変更はない。

5.　主要取引先について

商社が中心であり、特に変更はない。

6.　資金調達について

前期に720百万円の大きな営業損失を計上したが、今のところ各金融機関との関係に特段問題は生じていない。

ただし、当社の借入金のうち重要な金額を占めるシンジケートローンには財務制限条項が付いており、２期連続の営業損失を計上した場合、当該条項に抵触することになる。

前述のようなコスト削減策及び営業努力による適正利幅の獲得を進めることにより、今期は営業利益の確保が可能と考えている。

7．会計方針について

変更の予定なし。

8．内部統制に関する状況について

甲社の内部統制は十分有効に機能していると理解している。

9．今期の業績予想について

前期は、スクラップ価格の急激な上昇及び電力料その他のコストの増加を製品価格に転嫁しきれず大幅な営業損失となったが、今期は、スクラップ価格も落ち着いてきており、コスト増に係る取引先の理解も得られつつあることから、利幅も徐々に改善方向にあり、業績は回復すると考えている。

	前期実績	当期計画
売上高	9,800 百万円	11,000 百万円
営業利益	△ 720 百万円	300 百万円
当期利益	△ 850 百万円	140 百万円

※　△は、マイナスの金額を表示している。

10．継続企業の前提について

上記６．資金調達の項で説明したとおり、現時点で継続企業の前提については問題ないと考えている。

11．不正及び誤謬に関する事項について

現在、事実を把握している不正及び誤謬はない。

12．その他の事項について

平成 28 年７月、埼玉工場内で火災事故が起こった。幸い大事故には至らなかったため、一時、他社から半製品のビレットを仕入れ、製造を継続したことから、製品の生産数量にさほどの影響はなかった。

火災による損失の額は集計中であり、現在、保険会社と補償額について交渉を実施している。損失額は、ほぼ保険によって補填できると思われるが、補填しきれなかった額は特別損失として計上予定である。

火災に伴う復旧工事費等以外にも、火災事故に関連すると思われる項目について集計し、特別損失として処理することを検討している。

以　上

問題 2 あなたは、輸送用機器の製造販売を行っている東京証券取引所第1部上場会社である乙株式会社(以下、「乙社」という。)の第26期事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、以下、「当期」という。)の会社法及び金融商品取引法監査のチームの一員として固定資産科目の監査を担当している。

会社法の監査報告書の提出予定日は平成29年5月20日である。

以下の **問 1** から **問 5** のそれぞれのケースにおける乙社の固定資産の減損処理に関して監査上、あなたはどのように考えるか理由を付して答えなさい。

問 1 A土地は前期より遊休資産となっており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、前期において鑑定評価額まで減損処理を行った。当期末においても遊休状態は続いている。

乙社は前期に減損処理済みであるため、当期については減損処理に係る特段の検討を行っていない。

問 2 B賃貸ビルは1棟貸しを行っていたが、契約先が当期中に退去したため、当該賃貸ビルの売却の方針を取締役会で決定し、当期において鑑定評価額まで減損処理を実施した。

その後、当該賃貸ビルの売却先が見つかったため、平成29年4月18日の取締役会で当該賃貸ビルについて売却の意思決定を行い、翌日の4月19日に売却先と売買契約を締結した。売買契約価額は鑑定評価額を下回っている。

問 3 C社宅は平成29年4月18日の取締役会において閉鎖する意思決定を行った。当該社宅は、再利用の予定はないとのことである。乙社は意思決定日である4月18日が決算日後であるため、当該社宅について当期の減損処理は予定していない。

問 4 D社宅は平成29年2月末日をもって閉鎖された。工場に隣接した土地に建設されていたため、土地については何らかの再利用を検討しているが、現在のところ再利用の用途については決定していない。建物の売却価値は見込めず、当該土地の鑑定評価額も帳簿価額を下回っているが、乙社は現在、土地の再利用計画を検討中であるため当該社宅について土地、建物とも減損処理を行っていない。

問 5 E工場は製造拠点を集約し生産効率を改善する目的で、3年後を目途に閉鎖し、製造工場として同業他社にそのまま売却すべく売却先を探すこととする意思決定を当期行った。

当該工場は、従来から利益を計上している工場であるため乙社は当期において減損処理は必要ないとし、減損処理に係る特段の検討を行っていない。

問題 3 あなたは、食品の製造販売事業を営む東京証券取引所第 1 部上場会社である丙株式会社（以下、「丙社」という。）の第 20 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、以下、「当期」という。）の監査チームの一員として税効果関連科目の監査を担当している。

期末監査に当たり、丙社の担当者から以下の［**繰延税金資産回収可能性検討表**］を入手した。また、丙社の過去の業績及び課税所得は以下の［**丙社の過去 3 年間及び当期の業績並びに課税所得**］のとおりであった。

丙社の［**繰延税金資産回収可能性検討表**］によれば、平成 29 年 3 月期末現在の将来減算一時差異等を全て回収可能と判断している。

これに関連した以下の **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。

［繰延税金資産回収可能性検討表］

（単位：百万円）

年度	平成 29/3 残高	平成 30/3	平成 31/3	平成 32/3	平成 33/3	平成 34/3	平成 35/3 以降
税引前利益		150	680	230	220	220	
交際費		14	14	14	14	14	
賞与引当金		240					
退職給付引当金		40	40	40	40	40	
一時差異等加減算前課税所得		444	734	284	274	274	
将来減算一時差異							
未払事業税	5	△5					
賞与引当金	237	△237					
棚卸資産評価損	42	△42					
貸倒引当金	392	△28	△364				
投資有価証券評価損	261		△261				
退職給付引当金	152	△20	△20	△20	△20	△20	△52
課税所得		112	89	264	254	254	
繰越欠損金	456	△61	△44	△132	△127	△92	
課税所得		51	45	132	127	162	

［丙社の過去 3 年間及び当期の業績並びに課税所得］

（単位：百万円）

	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
経常利益	251	102	198	124
特別損益	0	0	0	△684
税引前利益	251	102	198	△560
課税所得	321	173	265	△456

※ 当期の特別損失 684 百万円は不採算工場の閉鎖によるものである。

問 1 将来5年間の一時差異等加減算前課税所得に基づいて回収可能性を判断しているが、これを妥当と判断するために監査上、どのような検討が必要か答えなさい。

問 2 将来減算一時差異等のスケジューリングの側面から監査上、どのような検討が必要か答えなさい。

問 3 丙社の担当者より、平成31年3月期の予想税引前利益には、配送センター用地の一部を売却することによる売却益500百万円が含まれているため利益額が大きくなっているとの説明を受けた。この点について監査上、どのような検討が必要か答えなさい。

問 4 将来の課税所得の見積りに当たり、その妥当性を判断する際に監査上、どのような検討が必要か答えなさい。

平成28年度修了考査
試　験　問　題

〔第五問・第六問　税に関する理論及び実務〕

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
2　試験開始の合図により、試験を始めてください。
3　この冊子は、1頁から20頁までとなっています。
　試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
4　**答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。**
5　答案は配付した答案用紙で作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。
6　各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。各問の答案用紙が複数枚のものについては、1枚目だけでなく2枚目以降にも受験番号が記載されていますので、受験番号を確認し『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。
　自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
7　答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
8　問題に関する質問には一切応じません。
9　試験時間は3時間です。
10　試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
11　受験に必要のないものは、机上及び机中から撤去し、かつ、荷物は全て足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
　(1)　筆記用具
　　黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。)及び修正液(修正テープ)
　　試験問題への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
　(2)　その他のもの
　　定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
12　携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
13　試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
14　試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
15　不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成28年度修了

平成28年度修了

平成28年度修了

（満点　300点）　｛第六問とあわせ　時　間　3時間｝

第　五　問　（150点）

問題 1　X株式会社（以下、「当社」という。）は、雑貨等の店舗販売及びインターネット販売を行う非同族会社であり、設立以来継続して青色申告書を提出する内国法人である。当社の当期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）の法人税の確定申告について、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

解答に当たっては、［**解答上の留意事項**］に従うものとする。解答に必要な事項は［**資料 1**］から［**資料 13**］のとおりである。

なお、当社は昭和59年1月29日に設立された法人であり、当期末の資本金の額は80百万円（資本金等の額も同額）である。当社は資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等の100％子法人等ではなく、また、日本国内に事業所及び完全支配関係にある子会社を有しているが、連結納税制度は採用していない。

［**解答上の留意事項**］

1．問題用紙の別表四は簡略化され、一部変更されたものである。別表四への記入方法が複数ある場合は、問題文及び答案用紙に記載されている内容を前提にして答えること。
2．問題文に指示がある場合を除き、当社の納付すべき法人税額が最も少なくなる計算方法を用いること。
3．問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
4．前期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）以前からの青色欠損金はない。
5．当社は、消費税及び地方消費税について税抜経理方式を採用している。
6．解答は、答案用紙の指定された枠内に記載すること。

問 1　**当社の当期の「所得の金額の計算に関する明細書（別表四）」**について、⑴及び⑵の設問に答えなさい。

⑴　①から㉕の金額を答えなさい。なお、金額がマイナスのときは「△」を付し、ゼロのときは「なし」と記載すること。また、該当事項がない場合も「なし」と記載すること。

⑵　①から㉕の処分を答えなさい。解答に当たっては、答案用紙の「留保」欄又は「社外流出」欄のいずれかに○を記入すること。なお、⑴の解答が「なし」の場合は何も記入しないこと。

問 2　当社がこの確定申告により納付すべき法人税額及び地方法人税額を、答案用紙に従って答えなさい。解答に当たって、「寄附金の損金不算入額」欄及び「法人税額から控除される所得税額」欄については、「別表四　仮計」に加算するときは括弧内に「＋」を記入し、減算するときは括弧内に「△」を記入しなさい。また、「法人税額」欄の括弧内には所得金額又は税率を記入し、「地方法人税額」欄の括弧内には税率を記入しなさい。

なお、法人税及び地方法人税の各課税標準は千円未満の端数を切り捨てて計算すること。

当社の当期の「所得の金額の計算に関する明細書(別表四)」

(単位：円)

区分		金額
当期利益又は当期欠損の額		①
加算	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。）	②
	損金経理をした道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税	③
	損金経理をした道府県民税利子割額	④
	損金経理をした納税充当金	⑤
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	⑥
	棚卸資産評価損否認	⑦
	建物減価償却超過額	⑧
	車両減価償却超過額	⑨
	備品(絵画以外)減価償却超過額	⑩
	備品(絵画)減価償却超過額	⑪
	土地圧縮限度超過額	⑫
	役員給与の損金不算入額	⑬
	E株式会社貸倒損失否認	⑭
	交際費等の損金不算入額	⑮
	生命保険料否認	⑯
	出向手数料否認	⑰
	その他加算する項目	***
	小計	***
減算	納税充当金から支出した事業税等の金額	⑱
	法人税等調整額	⑲
	受取配当等の益金不算入額	⑳
	F株式会社貸倒損失認容	㉑
	G株式会社貸倒損失認容	㉒
	譲渡損益調整勘定繰入額	㉓
	その他減算する項目	***
	小計	***
仮計		235,712,618
寄附金の損金不算入額		㉔
法人税額から控除される所得税額		㉕
差引計		***
所得金額又は欠損金額		***

［資料１］　損益計算書(抜粋)

当期における損益計算書の末尾は以下のとおりである。

（単位：円）

税引前当期純利益		236,306,833
法人税、住民税及び事業税	89,741,815	
法人税等調整額	△8,000,000	81,741,815
当期純利益		154,565,018

［資料２］　税金等の納付状況

1．当期の納税充当金の異動状況は以下のとおりである。

（単位：円）

項　　目	取崩額	繰入額	残　高
期首残高			24,417,700
前期確定法人税の納付	14,247,000		
前期確定地方法人税の納付	1,276,300		
前期確定道府県民税及び市町村民税の納付	2,893,100		
前期確定事業税の納付	6,001,300		
期末見積計上額(当期繰入額)		65,596,200	65,596,200

（注）期首残高及び当期繰入額は、それぞれ前期及び当期において損金経理により計上したものである。

2．当期に損金経理によって納付した税金等の内訳は以下のとおりである。

(1)	当期中間申告分法人税額	14,503,600円
(2)	当期中間申告分地方法人税額	638,100円
(3)	当期中間申告分道府県民税額及び市町村民税額	2,464,000円
(4)	当期中間申告分事業税額	6,116,200円
(5)	固定資産税・都市計画税	840,000円
(6)	印紙税	200,000円
(7)	従業員が社用車で店舗巡回中に課された交通反則金	10,000円

［資料３］　棚卸資産の評価損に関する事項

当期末に保有する損傷も陳腐化もない定番商品のうち、仕入日から１年超経過したものについて、当社で規定する棚卸資産評価基準に基づいて、棚卸資産評価損1,350,000円を損金経理した。

［資料４］　受取配当等の益金不算入に関する事項

当期における受取配当金は以下のとおりである。いずれも短期所有株式には該当しない。なお、配当収入は益金に計上し、源泉所得税等及び負債利子は損金経理している。

（単位：円）

株式等	持株比率	配当収入	源泉所得税等(注１)	負債利子(注２)
A 完全子法人株式等	100 %	1,500,000	306,300	150,000
B 非支配目的株式等	5 %	500,000	102,100	50,000

（注１）源泉所得税等は、源泉徴収される所得税と復興特別所得税の合計である。

（注２）負債利子は、簡便法により計算されている。

［資料５］　預金利子に関する事項

当期の預金利子（税引前）100,000円は益金に計上し、源泉所得税等15,315円（所得税15,000円、復興特別所得税315円）は損金経理している。

［資料６］　減価償却資産に関する事項

1．当期末における減価償却資産に関する事項は以下のとおりである。当社は設立以来、減価償却資産の償却方法の届出を行っていない。なお、計算の過程で生じる円未満の端数は切り捨てること。

（単位：円）

種類	取得価額	法定耐用年数	期首帳簿価額	損金経理した当期償却額	備考
建物	20,000,000	38年	15,000,000	500,000	（注１）
車両	4,000,000	6年	―	1,500,000	（注２）

（注１）　平成18年4月1日に完成し、同日から事業の用に供している。
（注２）　平成28年9月26日に取得し、同日から事業の用に供している。

2．耐用年数に対応する償却率表は以下のとおりである。

耐用年数（年）	平成19年4月1日以後取得分							平成19年3月31日以前取得分	
	定額法償却率	平成24年4月1日以後取得分の定率法			平成24年3月31日以前取得分の定率法			旧定額法償却率	旧定率法償却率
		定率法償却率	改定償却率	保証率	定率法償却率	改定償却率	保証率		
6	0.167	0.333	0.334	0.09911	0.417	0.500	0.05776	0.166	0.319
38	0.027	0.053	0.056	0.01882	0.066	0.067	0.01393	0.027	0.059

3．当期中に取得価額が30万円未満の備品を合計2,500,000円取得しており、全額を損金経理した。なお、当社は「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の要件を満たす法人であり、確定申告書に少額減価償却資産の損金算入の特例に関する明細書（別表十六（七））を添付する。

4．平成28年4月25日に絵画1点を1,200,000円で取得し、全額を損金経理した。この絵画は本社会議室に飾っているが、時の経過によりその価値が減少するかどうかは明らかではない。

［資料７］　圧縮記帳に関する事項

平成29年２月20日に10年超保有するＣ土地（240 m^2）を50,000,000円で譲渡し、平成29年３月１日にＤ土地（330 m^2）を倉庫用地として45,000,000円で購入した。譲渡したＣ土地の譲渡時の帳簿価額は30,000,000円であり、別途譲渡経費3,000,000円を支払っている。なお、Ｄ土地に建設中の倉庫は、平成29年６月下旬に完成し、かつ、事業の用に供する見込みである。この土地の買換取引に係る会計上の仕訳は以下のとおりである。

（借方）		（貸方）	
現金預金	50,000,000円	Ｃ土地	30,000,000円
		土地売却益	20,000,000円
支払手数料	3,000,000円	現金預金	3,000,000円
Ｄ土地	45,000,000円	現金預金	45,000,000円
土地圧縮損（注１）	20,000,000円	Ｄ土地	20,000,000円

（注１）　損金経理によっている。
（注２）　圧縮記帳の適用を受ける際の圧縮割合は80％とする。

［資料８］　役員給与に関する事項

平成28年６月23日開催の定時株主総会後の取締役会において、代表取締役に対して平成28年７月以降支給する定期同額給与を前期と同額の月額2,000,000円と決定した。しかし、会社の業績が好調なこともあり、平成29年１月から月額3,000,000円の支給に変更している。増額後の役員給与は不相当に高額ではない。これに対して当社は役員報酬として全額を損金経理している。

［資料９］　貸倒れ等に関する事項

1．　得意先Ｅ株式会社の資産状況、支払能力等からみて売掛金1,200,000円の全額が回収できないことが明らかとなった。Ｅ株式会社から提供を受けている担保物500,000円は処分していない。これに対して当社は700,000円を貸倒損失として損金経理している。

2．　業務提携先Ｆ株式会社は、過去４年以上債務超過の状態が継続し、その貸付債権1,000,000円の弁済を受けることができないと認められた。そこで、前期である平成28年３月28日に当社はＦ株式会社に対し内容証明郵便により債権放棄の通知を行った。しかし、前期において何らの会計処理及び税務処理を行わなかったことが、当期に判明した。これに対して当社は「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等を適用して会計処理及び税務処理を行っている。具体的には、会計上は期首利益剰余金を調整しており、当期の法人税確定申告書の別表五（一）の期首現在利益積立金額の内訳を調整している。なお、当社は当期中に更正の請求を行った。

3．　得意先Ｇ株式会社は、長引く業績不振により債務超過の状態にあったが、平成29年２月14日に会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があり、貸付金750,000円のうち650,000円が切り捨てられることになった。これに対して当社は何ら会計処理を行っていない。

［資料 10］　交際費等及び寄附金に関する事項

1．　当期に損金経理した交際費勘定は 17,000,000 円であり、その内訳は以下のとおりである。

⑴　１人当たり 5,000 円超の接待飲食費（注１）（注２）　12,000,000 円

（注１）　専ら役員、従業員又はこれら親族に対する接待のための支出を含まない。

（注２）　租税特別措置法等が規定する書類を保存している。

⑵　得意先等に対して贈与するための当社のロゴ入りカレンダー（１部 500 円程度）　700,000 円

⑶　社内会議に関連して、弁当やお茶などの飲食物を供与するために通常要する費用　1,800,000 円

⑷　認定特定非営利法人 H に対し、特定非営利活動資金として当期中に支出した活動資金　500,000 円

⑸　政党 I に対し当期中に支出した政治献金　2,000,000 円

2．　上記１．以外に交際費等に該当する取引はない。

3．　当期に損金経理した寄附金勘定は 5,000,000 円である。その内訳は日本赤十字社に対して平成 28 年 4 月 5 日に支出した災害義援金（指定寄付金）5,000,000 円である。

［資料 11］　法人契約の生命保険に関する事項

当期に損金経理した生命保険料は 19,000,000 円であり、その内訳は以下のとおりである。いずれの生命保険契約も、平成 28 年 4 月 1 日に契約しており、平成 29 年 3 月 31 日までの保険料について、当期中に支払いを行っている。

（単位：円）

種類	死亡保険金の受取人	主契約保険料	特約保険料	備考
定期保険	当社	12,000,000	―	（注１）（注２）
終身保険	当社	6,500,000	500,000	（注３）（注４）

（注１）　従業員全員が被保険者である。

（注２）　長期平準定期保険、逓増定期保険には該当せず、一切解約返戻金等の支払いのない、純粋な保障のみを目的とした保険商品である。

（注３）　取締役全員が被保険者である。

（注４）　特約保険料に対する特約給付金の受取人は当社である。

［資料 12］　完全子会社への出向者に対する較差補てん金に関する事項

当社の従業員 5 名を完全支配関係にある子会社である A 株式会社に出向させている。出向者全員は A 株式会社の業務に 100 % 従事している。当社と A 株式会社との給与条件の較差を補てんするため、給料の当期分差額 4,800,000 円及び賞与の当期分差額 1,200,000 円を平成 28 年 12 月に当社から A 株式会社に支払っている。これに対して当社は出向手数料として全額を損金経理している。

［資料 13］　完全子会社に対する固定資産譲渡に関する事項

平成 25 年 7 月 1 日に取得した土地（帳簿価額 38,000,000 円）を、平成 28 年 9 月 2 日に完全支配関係にある子会社である A 株式会社へ 50,000,000 円で譲渡した。譲渡価額は、第三者である不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて決定された。これに対して当社は固定資産売却益 12,000,000 円を益金に計上している。

問題 2 消費税及び地方消費税について、**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 S株式会社(以下、「当社」という。)は、日本国内に本社を有し、子供用品を販売している。個人顧客J、K、L、M及びNは、いずれも1年以上継続して現在の自宅に住んでいる。また、いずれの個人顧客も当社の役員ではない。

以下の1.から4.までの当社の取引は、消費税について(ア)課税取引、(イ)免税取引、(ウ)非課税取引、(エ)不課税取引のいずれであるか答えなさい。解答は、(ア)から(エ)の記号で答えなさい。なお、当社は、消費税法の各条項の適用に必要な書類及び証明書等を全て保存している。

1. 日本に住む個人顧客Jへ、ぬいぐるみを販売した。ぬいぐるみは日本国内にある当社倉庫から出荷し、個人顧客Jの依頼により、タイに住む個人顧客Kの自宅へ送付した。
2. シンガポールに住む個人顧客Lへ、電子書籍の童話を販売した。電子書籍の童話はインターネットを通じて、個人顧客Lへ配信した。
3. 日本に住む個人顧客Mへ、景品としてキャラクターシールを無償提供した。シールは日本国内にある当社倉庫から出荷し、個人顧客Mの自宅へ送付した。
4. 日本に住む個人顧客Nが、日本国内にある当社店舗内で販売するミニカーを破損した。個人顧客Nへ破損したミニカーを引き渡し、代金相当額を受け取った。ミニカーの破損は軽微であり、使用上問題はない。

問 2 T株式会社(以下、「当社」という。)は、日本国内に本社を有し、酒類及び食品を販売している。当社は、平成27年4月に資本金20百万円で設立し、当期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)は設立2期目である。当期末までに資本金の変動はない。

当社の当期の消費税及び地方消費税について、以下の(1)及び(2)の設問に答えなさい。

(1) 国内取引について、当社の当期の納税義務の有無を理由とともに答えなさい。

(2) **当社の当期の「消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算」**の①から⑰までを答えなさい。解答に必要な事項は[**資料**]のとおりである。

解答する金額がマイナスのときは「△」を付し、ゼロのときは「なし」と記載しなさい。なお、問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てて計算しなさい。課税売上割合は小数点以下第5位を切り捨て、小数点以下第4位までの数値によって計算しなさい。

[解答上の留意事項]

1. 計算方法が複数ある場合には、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき消費税額及び地方消費税額が最も少なくなる計算方法を用いること。
2. 課税仕入れ等を区分するに当たって、資産の譲渡等との対応関係が明確でない場合は、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとして扱うこと。なお、「その他の資産の譲渡等」とは、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等をいう(以下、本問において同じ)。
3. 当社は、簡易課税制度を選択していない。
4. 当社は、控除対象仕入税額の計算に当たって、前期は個別対応方式を採用した。
5. 当社は、消費税及び地方消費税について、税込経理方式を採用している。
6. 当社は、国外事業者から電気通信利用役務の提供を一切受けていない。
7. 当社は、消費税法の各条項の適用に必要な書類及び証明書等を全て保存している。
8. 問題文に記載されている事項以外は考慮しないこと。
9. 解答は、答案用紙の指定する枠内に記載すること。

当社の当期の「消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算」

1.　当社の当期の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算

[課税売上割合の計算]

課税売上額(税抜き)	①　円
免税売上額	②　円
非課税売上額	③　円
課税売上割合(小数点以下第５位を切り捨て)	④

[課税仕入れ等の消費税額の合計額の計算]

課税仕入れ等の区分		支払対価(税込み)	消費税額
課税仕入れ	課税資産の譲渡等にのみ要するもの	⑤　円	***円
	その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	⑥　円	***円
	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	⑦　円	***円
	合計	***円	***円
課税貨物	課税資産の譲渡等にのみ要するもの	***円	⑧　円
	その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	***円	***円
	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	***円	⑨　円
	合計	***円	***円
課税仕入れ等の消費税額の合計額			(Z)円

[控除対象仕入税額の計算]

個別対応方式	(Z)のうち、課税資産の譲渡等にのみ要するもの	***円
	(Z)のうち、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	***円
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の消費税額	⑩　円
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の消費税額		⑪　円

⑫　採用する計算方法のいずれかを○で囲みなさい。

個別対応方式	一括比例配分方式

2．　消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算

消費税額の計算	課税標準額(千円未満の端数切り捨て)	⑬ 円
	課税標準額に対する消費税額	***円
	控除対象仕入税額	***円
	差引税額(百円未満の端数切り捨て)	***円
	中間納付税額	⑭ 円
	確定納付税額	***円
地方消費税額の計算	課税標準額(百円未満の端数切り捨て)	⑮ 円
	課税標準額に対する譲渡割額(百円未満の端数切り捨て)	***円
	中間納付譲渡割額	⑯ 円
	確定納付譲渡割額	***円
消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計		⑰ 円

［資料］当社の当期の損益計算書

科目	金額(円)	内容
売上高		
国内商品売上高	915,000,000	課税資産の国内販売。
輸出商品売上高	35,000,000	課税資産の国内から国外への輸出販売。
売上原価		
期首商品棚卸高	60,500,000	前期に行った課税資産の国内仕入分。
当期国内商品仕入高	720,000,000	当期に行った課税資産の国内仕入。
当期輸入商品仕入高	19,000,000	当期に行った保税地域からの課税貨物の引き取り。この金額には、以下の税金が含まれている。 関税　1,565,100円、個別消費税　1,001,700円 消費税　1,108,000円、地方消費税　298,900円
期末商品棚卸高	61,500,000	当期に行った課税資産の国内仕入分。
販売費及び一般管理費		
給料	33,000,000	本俸のみ。内訳は、管理部役職員分16,000,000円、物流部従業員分17,000,000円である。
通信費	600,000	国内郵便切手代のみ。全て当期に郵便局で購入し、当期に使い切った。定時株主総会の招集通知を郵送するために使用した。
損害保険料	1,500,000	国内倉庫と同保管商品に対する火災保険料。
国内発送費	49,000,000	販売した商品の国内発送に要した国内輸送運賃。
輸出発送費	4,200,000	販売した商品の国内から国外への輸出に要した国際輸送運賃。
修繕費	300,000	借上社宅の水漏れ修理代。
その他の費用	116,000,000	内訳は(注3)のとおりである。
営業外収益/営業外費用		
受取利息	200,000	国内子会社に対する貸付金の利息。当期5月に8,000,000円を貸し付けた。当該子会社は当期4月に当社からの現物出資により設立した(注4)。
受取家賃	4,500,000	従業員から受領した借上社宅の家賃12か月分。転貸している従業員全員に家賃を課し、受領した。
為替差益	800,000	販売した輸出商品の代金決済に係るもの。
支払家賃	7,200,000	家主に支払った借上社宅の家賃12か月分。家主から社宅としての利用を許諾されている。
法人税、住民税及び事業税	1,254,000	
当期純利益	4,446,000	

（注１）　税率は、消費税率100分の6.3、地方消費税率100分の1.7を適用している。

（注２）　当期に支払った中間納付税額は、消費税額756,000円、地方消費税額*****円（各自計算のこと。百円未満の端数は切り捨てる。）である。

（注３）「その他の費用」の内訳は、以下のとおりである。

1.　課税仕入れ

・課税資産の譲渡等にのみ要するもの	82,000,000円
・その他の資産の譲渡等にのみ要するもの	700,000円
・課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの	10,300,000円
2.　保税地域からの課税貨物の引き取り	なし
3.　課税仕入れ等とならないもの	23,000,000円

（注４）　当社の土地と借入金を現物出資し、国内子会社から株式を交付された。それぞれの出資時の金額は以下のとおりである。この現物出資は、法人税法上の適格現物出資に当たる。

	帳簿価額	時価
土地	10,000,000円	11,000,000円
借入金	6,000,000円	6,000,000円
国内子会社株式	4,000,000円	5,000,000円

（注５）　特段の断りがない限り、取引は全て国内で行われている。

問題 3 Ｙ株式会社（以下、「Ｙ社」という。）は、日本国内に本社を有し、レストランチェーンを営む３月決算の法人である。Ｙ社では、従業員及び一定の株主に「特別ディナーご招待券」（以下、「ご招待券」という。）を無償で配付している。以下の［**資料**］を参考にして、**問 1** から **問 3** までの設問に答えなさい。なお、解答に当たって、追加すべき条件があれば適宜設定してよい。

［**資料**］

1．「ご招待券」の内容

⑴　１枚につき、１名１回のみ利用可能。

⑵　「ご招待券」を配付された者とその同伴者のみ利用可能。

⑶　有効期間は、発行日から１年間。有効期間経過後は失効する。

⑷　他者への譲渡、換金、品物との交換はいずれも不可。

⑸　Ｙ社のチェーン全店で利用可能。

2．「ご招待券」の利用により提供する特別ディナーの内容

⑴　通常メニューにはない、特別なディナーコースを提供する。

⑵　特別ディナーのためだけに厳選した食材を仕入れ、特別に調理する。

3．特別ディナーの原価（材料費、人件費、光熱費等）が、特別ディナー提供のためにＹ社が支出する費用であり、かつ、「ご招待券」を配付された者が受ける経済的利益であるとする。

問 1 Ｙ社は、全ての従業員に対して、従業員１人につき「ご招待券」２枚を無償で配付している。発行日は、各従業員の指定した記念日（誕生日、結婚記念日等）である。Ｙ社はこの制度を、従業員とその家族を慰労するための施策と考えている。

⑴　従業員が「ご招待券」を利用したとき、Ｙ社に係る法人税（租税特別措置法を含む。）はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

⑵　従業員が「ご招待券」を利用したとき、利用した従業員に係る所得税はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

問 2 Ｙ社は、３月31日（基準日）に1,000株以上保有する株主に対して、対象株主１人又は１法人につき「ご招待券」２枚を無償で配付している。発行日は当年８月１日である。Ｙ社はこの制度を、個人投資家の投資意欲を高めるための施策と考えている。

⑴　株主が「ご招待券」を利用したとき、Ｙ社に係る法人税（租税特別措置法を含む。）はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

⑵　個人株主が「ご招待券」を利用したとき、利用した個人株主に係る所得税はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

問 3 ３月31日（決算日）に、有効期間内かつ未利用の「ご招待券」が相当数存在する。

⑴　有効期間内かつ未利用の「ご招待券」について、Ｙ社に係る法人税（租税特別措置法を含む。）はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

⑵　有効期間内かつ未利用の「ご招待券」を保有する従業員及び個人株主に係る所得税はどのように取り扱うべきか。また、それはなぜか。あなたの考えを答えなさい。

（満点　300 点）　第五問とあわせ　時　間　3 時間

第　六　問　（150 点）

問題 1　X 社の当事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）における取引等について、以下の各設問に答えなさい。

なお、複数の税務処理が考えられる場合には、納税者が有利となるものを選択するものとする。解答に必要な資料は、［**資料 1**］から［**資料 5**］に記載したとおりである。

［資料 1］　資本関係等（株式保有割合は、平成 28 年 3 月 31 日現在）

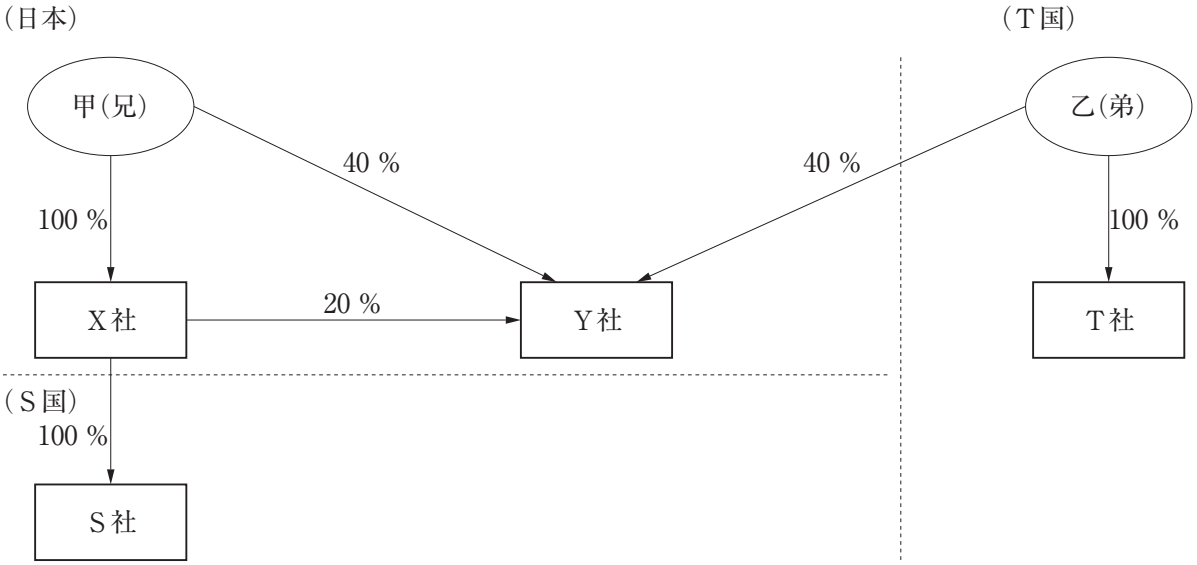

・　X 社は、個人甲が全額出資して平成 10 年に設立した卸売業を主たる業務とする会社である。S 社は、平成 20 年に X 社が 100 %出資して S 国に設立した海外販売子会社であり、設立以来当事業年度末まで 100 %出資関係を維持している。

・　甲は X 社及びY 社の代表取締役である。

・　乙は甲の弟であり、10 年以上前から海外 T 国に居住し、T 国が生活の本拠となっており、所得税法上、日本の非居住者に該当する。T 社は乙が T 国において全額出資して設立した外国法人である。

・　Y 社は、個人甲の父親（既に死亡）が生前に設立した製造業を主たる業務とする会社であり、父親の生前は父親が 80 %、X 社が 20 %を保有していた。平成 20 年に父親が死亡した後、遺産相続により甲と乙が 40 %ずつを相続し、それ以降、持分の変動はない。

・　乙は Y 社の取締役である。Y 社の取締役会に都度、T 国から帰国して出席しているほか、日常の業務においても電話・メール等で指示を行っている。

・　X 社及び Y 社の事業年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日までである。

・　X 社及び Y 社は、いずれも設立以来継続して青色申告を行っている内国法人である。

・　X 社、Y 社、S 社及び T 社は全て非上場会社である。

［資料２］　Ｘ社とＹ社の合併

平成28年４月１日に、Ｘ社はＹ社を吸収合併した。

合併に伴う株式は、適正な比率で甲と乙に割り当てられ、Ｘ社が保有するＹ社株式は、抱き合わせ株式として消却された。なお、甲と乙は、保有するＸ社株式を今後売却する予定はない。

Ｘ社におけるＹ社株式の帳簿残高は、50,000千円である。

合併契約書において、Ｘ社の受け入れる資本金は、０円とされている。

Ｙ社の平成28年３月期の確定申告書上の青色欠損金額（翌期繰越額）は、70,000千円（全て平成26年３月期発生分）である。なお、当該金額には、特定資産譲渡等損失の相当額に該当するものはない。

Ｙ社の合併直前（平成28年３月31日）の税務上の帳簿価額と時価は、以下のとおりである。

なお、Ｙ社の負債の時価は簿価と同額である。

（単位：千円）

資産		負債・資本	
諸資産	800,000	諸負債	600,000
（時価）	（1,000,000）	資本金	100,000
		利益積立金	100,000

［資料３］　Ｓ社からの受取配当金

Ｘ社は外国子会社Ｓ社から平成28年６月30日を基準日とする配当を、平成28年８月１日に受け取った。その概要は以下のとおりである。

配当金額（総額）：　100,000千円（日本円換算後）

外国源泉税　　：　10,000千円（配当金額の10％）

なお、Ｓ国では課税所得の計算上、配当金を損金に算入できる制度は導入されていない。

［資料４］　乙に対する役員報酬

従前より、乙に対しては、Ｙ社から役員報酬を支払っていた。Ｘ社との合併後、乙はＸ社の取締役に就任したため、合併後はＸ社から乙に対して、当事業年度に12,000千円の役員報酬を支払っている。

［資料５］　Ｔ社に対するノウハウのライセンスフィー

Ｔ社は、乙がＴ国の大学で研究者として勤務していた時に設立した会社であり、ある製品の製造に関するノウハウを有している。Ｘ社は合併後に新製品の開発を開始し、製造工程において当該ノウハウの使用が必要となった。そのため、Ｘ社はＴ社から当該ノウハウの提供を受けることになり、ノウハウ使用の対価としてライセンスフィーを当事業年度中に100,000千円支払うことで合意した。ノウハウを使用した製造は日本国内で行われ、製品は日本国内で販売される。

日本とＴ国との間ではOECD条約モデルの租税条約が結ばれており、当該租税条約の第12条（使用料）第１項では以下のように規定されている。

「１　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。」

また、ノウハウのライセンスフィーについては、第12条第２項において、同条の「使用料」に当たると規定されている。

なお、当該租税条約によると、Ｔ社は何ら制限なく租税条約の恩典を享受することができる。

問 1 Ｘ社とＹ社の合併に係る以下の各設問に答えなさい。

⑴ Ｘ社とＹ社の合併は法人税法上の適格合併に該当する。その理由を述べなさい。

⑵ ① Ｘ社における法人税法上の合併受入仕訳を答えなさい。

② 上記の合併受入仕訳の内容を説明しなさい。

⑶ ① Ｙ社における青色欠損金の法人税法上の取扱いについて述べなさい。

② 上記取扱いの理由について説明しなさい。

問 2 Ｓ社からの配当金の受領に係る以下の各設問に答えなさい。

⑴ Ｘ社におけるＳ社からの受取配当金の法人税法上の取扱いについて述べなさい。

⑵ Ｓ社からの受取配当金に係る源泉徴収額について、Ｘ社における法人税法上の取扱いについて述べなさい。

問 3 Ｘ社が乙に支払う役員報酬に関する所得税の課税関係について述べなさい。

なお、本問の解答に当たっては、日本とＴ国との間の租税条約については特段考慮する必要はない。

問 4 Ｘ社からＴ社に対して支払われるノウハウのライセンスフィーに係る以下の各設問に答えなさい。

⑴ 消費税法における取扱いについて述べなさい。

⑵ 国内における所得税の源泉徴収の課税関係について述べなさい。

問題 2 被相続人甲は平成 28 年 12 月 10 日に死亡した。以下の[**資料 1**]から[**資料 7**]を基に甲の相続税額に係る **問 1** から **問 4** の各設問に答えなさい。特に指示されている事項を除き、各人の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。

[資料 1] 相続関係図(相続開始時点)

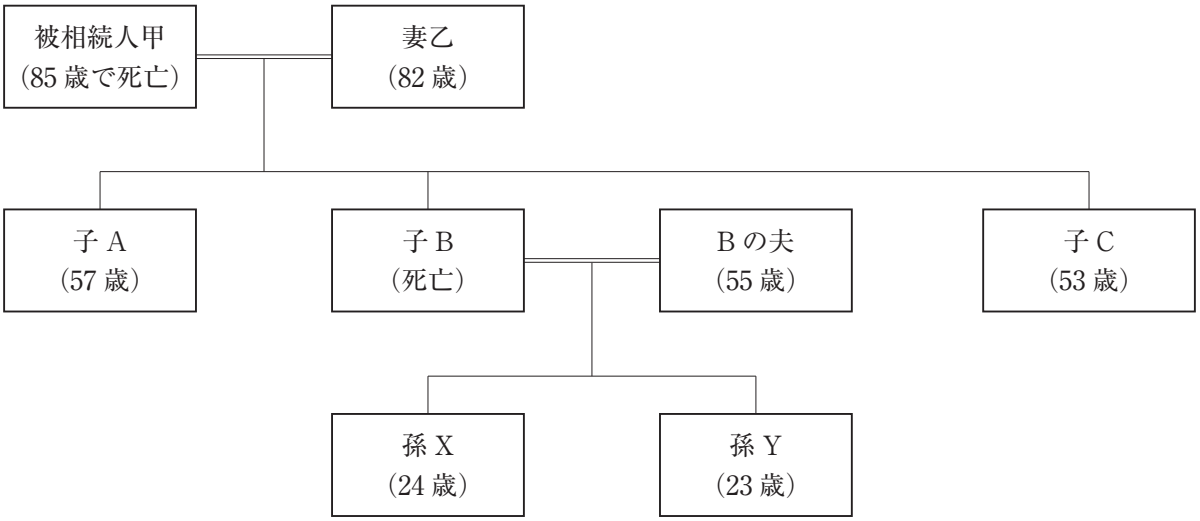

1. 子 B は平成 20 年に死亡している。
2. 相続人は全員、障害者ではない。

[資料 2] 甲の財産

1.	金融資産(現預金、上場株式など)	相続税評価額 150,000,000 円
2.	甲の自宅敷地(相続時点で妻乙と同居) 250 m^2	相続税評価額 100,000,000 円
3.	甲の自宅建物	相続税評価額 40,000,000 円
4.	その他の財産(自家用車、家財など)	相続税評価額 12,000,000 円

[資料 3] 葬式費用

甲の葬式費用 3,000,000 円(妻乙が負担した。)

[資料 4] 相続時精算課税による贈与財産

甲は以前、自身が設立した株式会社甲商事の代表取締役であったが、事業承継を進めるために平成 24 年 3 月に取締役を退任し退職金を受け取っている。甲商事株式については、新たに代表取締役となった子 A に対して、全株式を同年 7 月に相続時精算課税制度による贈与を行った。

贈与時点の甲商事株式評価額	75,000,000 円
相続時精算課税制度による贈与税額	所定の税額を納期限までに納付済み

なお、甲商事株式の相続開始時点の相続税評価額は、250,000,000 円である。

［資料５］　甲から孫Ｘと孫Ｙに対する贈与

孫Ｘと孫Ｙは、平成27年４月１日に、甲より金銭の贈与を受け、翌年に贈与税の申告と納付を行っている。なお、孫Ｘと孫Ｙは相続開始前３年以内にこれ以外の贈与を受けていない。

	贈与を受けた額	贈与税額
孫Ｘ	3,000,000円	所定の税額を納期限までに納付済み
孫Ｙ	3,000,000円	所定の税額を納期限までに納付済み

［資料６］　遺産分割協議

遺産分割協議が成立し、金融資産については各法定相続人が均等に取得することとなった。自宅敷地、自宅建物及びその他の財産については、妻乙が全て取得することとなった。

［資料７］　相続税と贈与税の速算表

相続税の速算表は、以下のとおりである。

課税標準		税率	控除額
	1,000万円以下	10％	－
1,000万円超	3,000万円以下	15％	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20％	200万円
5,000万円超	1億円以下	30％	700万円
1億円超	2億円以下	40％	1,700万円
2億円超	3億円以下	45％	2,700万円
3億円超	6億円以下	50％	4,200万円
6億円超		55％	7,200万円

20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の速算表は、以下のとおりである（一部省略）。

課税標準		税率	控除額
	200万円以下	10％	－
200万円超	400万円以下	15％	10万円

問１　甲の相続税の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書（抜粋）を完成させなさい。

また、⑴土地の価額⑵相続時精算課税適用財産の価額の算出根拠を説明しなさい。

なお、自宅敷地については、租税特別措置法第69条の４（本問末尾の［**参考条文**］参照）に規定する特定居住用宅地等に該当する。

問２　甲の相続税の計算における遺産に係る基礎控除額について、算出過程を示して計算しなさい。

問３　甲の相続税の総額の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書（抜粋）を完成させなさい。

問４　各相続人別の納付すべき相続税額の計算において、答案用紙に示される相続税の申告書（抜粋）を完成させなさい。

また、妻乙、子Ａ及びその他の相続人の税額控除の内容についてそれぞれ算出根拠を説明しなさい。

［参考条文］

租税特別措置法

第六十九条の四(抜粋)　個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人(略)の(略)居住の用(略)に供されていた宅地等(略)で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち政令で定めるもの(特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下この条において「特例対象宅地等」という。)がある場合には、(略)当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの(以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。)については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等(以下この項において「小規模宅地等」という。)に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会社事業用宅地等である小規模宅地等　百分の二十

二　(略)

2　前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　(略)

二　特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

(以下、省略)

平成28年度修了考査

試　験　問　題

第七問・第八問
経営に関する理論及び実務
（コンピュータに関する理論を含む。）

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
2　試験開始の合図により、試験を始めてください。
3　この冊子は、１頁から12頁までとなっています。
　試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
4　**答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。**
5　答案は配付した答案用紙で作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。
6　各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、『確認欄』にチェックマーク（✓）を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。各問の答案用紙が複数枚のものについては、１枚目だけでなく２枚目以降にも受験番号が記載されていますので、受験番号を確認し『確認欄』にチェックマーク（✓）を記載してください。
　自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
7　答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
8　問題に関する質問には一切応じません。
9　試験時間は２時間です。
10　試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
11　受験に必要のないものは、机上及び机中から撤去し、かつ、荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
　⑴　筆記用具
　　黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。）及び修正液（修正テープ）
　　試験問題への記入に限り、鉛筆（色鉛筆含む。）・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
　⑵　その他のもの
　　定規、ホッチキス、下敷き（あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。）、時計（通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。）、算盤（持ち込みは１台に限る。また、電卓との併用は認めない。）、電卓（基準に合致したもの１台に限る。）
12　携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
13　試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
14　試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
15　不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

平成28年度修了

平成28年度修了

平成28年度修了

（満点　200 点）　｛第八問とあわせ　時　間　2 時間｝

第　七　問　（100 点）

A 株式会社（以下、「A 社」という。）及び B 株式会社（以下、「B 社」という。）は、ある産業用製造設備分野で産業材を生産・販売する会社であり、B 社は国内でのみ事業を行っている。

A 社グループ及び B 社グループの連結子会社は、いずれも 100 ％出資子会社のみで構成されており、持分法適用会社はない。

［**資料 1**］から［**資料 4**］を参照して、以下の各設問に答えなさい。

なお、［**資料 1**］から［**資料 4**］の対象期間中に A 社及び B 社の重要な会計方針に変更はなく、また、大きな為替変動はないものとする。

［資料 1］「A 社及び B 社の直近 2 期末の要約連結貸借対照表」及び「直近 2 期間の要約連結損益計算書（連結売上原価、連結販売費及び一般管理費の主な内訳を含む）」

要約連結貸借対照表

（単位：百万円）

	A 社		B 社	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
流動資産	**312,752**	**355,601**	**82,373**	**80,739**
現金及び預金	29,240	34,656	30,650	29,390
受取手形及び売掛金	149,594	163,059	30,092	31,410
棚卸資産	96,486	117,546	15,530	17,829
その他	39,391	42,779	6,155	2,137
貸倒引当金	△1,959	△2,439	△54	△27
固定資産	**141,018**	**155,154**	**40,055**	**47,979**
有形固定資産	61,299	75,879	18,905	24,966
（うち建設仮勘定）	（　　－）	（　5,970）	（　3,092）	（　　－）
無形固定資産	20,411	22,565	4,352	4,109
投資その他の資産	59,308	56,710	16,798	18,904
資産合計	**453,770**	**510,755**	**122,428**	**128,718**
流動負債	**180,693**	**201,713**	**24,732**	**26,015**
支払手形及び買掛金	88,077	101,999	8,663	9,018
短期借入金	36,393	36,593	1,350	1,800
引当金	30,014	34,835	7,871	8,690
その他	26,209	28,286	6,848	6,507
固定負債	**96,879**	**99,237**	**18,599**	**21,869**
長期借入金	44,849	45,536	1,026	1,004
引当金	38,612	39,351	14,432	17,024
その他	13,418	14,350	3,141	3,841
負債合計	**277,572**	**300,950**	**43,331**	**47,884**
株主資本	176,198	209,805	79,097	80,834
純資産合計	**176,198**	**209,805**	**79,097**	**80,834**
負債純資産合計	**453,770**	**510,755**	**122,428**	**128,718**

要約連結損益計算書

（単位：百万円）

	A社		B社	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
売上高	**465,575**	**545,355**	**114,188**	**115,182**
売上原価	**342,411**	**383,146**	**67,149**	**67,891**
売上総利益	**123,164**	**162,209**	**47,039**	**47,291**
販売費及び一般管理費	**103,556**	**123,654**	**45,833**	**46,053**
営業利益	**19,608**	**38,555**	**1,206**	**1,238**
営業外収益	**2,073**	**2,586**	**1,778**	**1,575**
受取利息・配当金	512	381	234	198
その他	1,561	2,205	1,544	1,377
営業外費用	**1,091**	**1,204**	**779**	**518**
支払利息	930	1,084	27	32
その他	161	120	752	486
経常利益	**20,590**	**39,937**	**2,205**	**2,295**
特別利益	866	444	293	311
特別損失	3,758	2,495	63	72
税金等調整前当期純利益	**17,698**	**37,886**	**2,435**	**2,534**
法人税等合計	7,986	13,128	1,026	864
当期純利益	**9,712**	**24,758**	**1,409**	**1,670**

連結売上原価、連結販売費及び一般管理費の主な内訳

（単位：百万円）

	A社		B社	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
売上原価	**342,411**	**383,146**	**67,149**	**67,891**
人件費	57,041	64,964	17,325	17,555
その他	285,370	318,182	49,824	50,336
販売費及び一般管理費	**103,556**	**123,654**	**45,833**	**46,053**
販売手数料	8,769	8,838	396	266
人件費	35,124	37,827	17,100	17,222
広告宣伝費	10,117	11,935	7,896	8,024
賃借料	1,077	1,292	621	702
研究開発費	16,097	21,050	10,085	9,738
運賃	2,508	3,968	1,881	1,886
減価償却費	3,873	5,501	1,805	1,746
その他	25,991	33,243	6,049	6,469

［資料２］　その他の参考情報

	A社	
	平成27年度	平成28年度
期末従業員数(人)	16,368	18,022
付加価値額(百万円)		168,999

B社	
平成27年度	平成28年度
5,595	5,583
	45,984

［資料３］　B社の「セグメント情報等」のうち「報告セグメント」(一部抜粋)及び参考数値

(平成27年度)　　(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結財務諸表計上額
	コンポーネント事業	デバイス事業	システム事業			
売上高 外部顧客への売上高	78,651	9,531	20,759	5,247	－	114,188
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	78,651	9,531	20,759	5,247	－	114,188
セグメント利益又は損失(△)	3,938	405	82	104	△3,323	1,206
セグメント資産	52,043	5,702	13,752	3,168	47,763	122,428

(参考１：セグメント資産の主な内訳)　　(単位：百万円)

棚卸資産	10,409	1,431	2,759	931	－	15,530

(参考２：期末従業員数)　　(単位：人)

期末従業員数	3,213	462	1,087	295	※538	5,595

※　全社にカテゴリーされる人員数

(平成28年度)　　(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	調整額	連結財務諸表計上額
	コンポーネント事業	デバイス事業	システム事業			
売上高 外部顧客への売上高	82,368	8,870	17,829	6,115	－	115,182
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－	－
計	82,368	8,870	17,829	6,115	－	115,182
セグメント利益又は損失(△)	5,400	293	△626	149	△3,978	1,238
セグメント資産	58,847	5,922	14,841	3,128	45,980	128,718

(参考１：セグメント資産の主な内訳)　　(単位：百万円)

棚卸資産	11,799	1,805	3,335	890	－	17,829

(参考２：期末従業員数)　　(単位：人)

期末従業員数	3,232	458	1,065	304	※524	5,583

※　全社にカテゴリーされる人員数

［資料４］　コンポーネント事業及びシステム事業が属する市場規模の推移

平成 19 年度（初年度）の市場規模（国内市場＋海外市場）を 100 とした場合の推移を指数で示している。

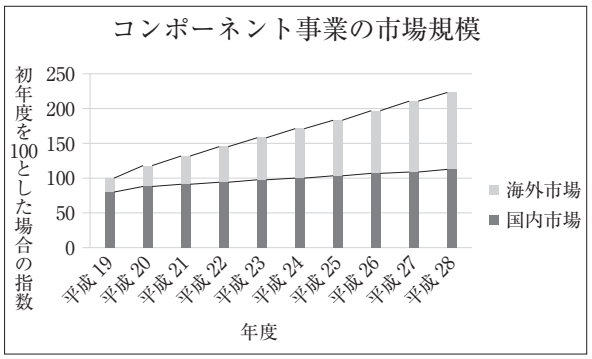

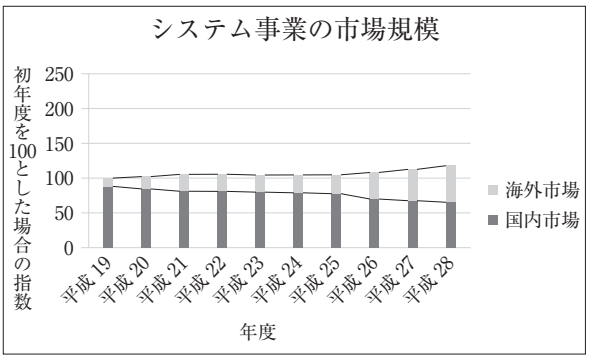

問題 1

問 1　［**資料 1**］及び［**資料 2**］を参照し、平成 28 年度に関する以下(1)から(5)の財務分析指標について、答案用紙の解答例（例：付加価値率）に倣って、「計算式」欄には指標の名称の下に具体的な計算式を示し、「A 社」及び「B 社」欄にはそれぞれの計算結果を答えなさい。

なお、計算に当たっては、次の指示に従うものとする。

・　要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書及び連結売上原価、連結販売費及び一般管理費の主な内訳において区分掲記されていない科目については、重要性が乏しいものとして無視する。

・　貸借対照表項目と損益計算書項目を対比する計算式の場合には、貸借対照表項目は期首・期末の平均値を用いて計算する。

・　計算結果は**小数点以下第 3 位を四捨五入**する。

(1)　設備生産性

(2)　有形固定資産回転率

(3)　労働生産性

(4)　長期固定適合率

(5)　有利子負債依存度

問 2　上記 **問 1** の財務分析指標の計算結果に基づき、B 社の設備生産性及び労働生産性について、A 社と比較して、評価しなさい。

問 3　上記 **問 1** の財務分析指標の計算結果に基づき、B 社の安全性について、A 社と比較して、評価しなさい。

問題 2

問 1 上記[**資料 3**]を参照し、B社の「コンポーネント事業」及び「システム事業」の 平成 28 年度に関する以下(1)から(4)の財務分析指標について、答案用紙の解答例(例：売上高営業利益(セグメント利益)率)に倣って、「計算式」欄には指標の名称の下に具体的な計算式を示し、「コンポーネント事業」及び「システム事業」欄にはセグメントそれぞれの計算結果を答えなさい。

なお、計算に当たっては、次の指示に従うものとする。

・ 貸借対照表項目と損益計算書項目を対比する計算式の場合には、貸借対照表項目は期首・期末の平均値を用いて計算する。

・ セグメント別総資本は上記[**資料 3**]のセグメント別資産の額を使用することとする。

・ 計算結果は、**小数点以下第 3 位を四捨五入**する。

(1) セグメント別一人当たり売上高

(2) セグメント別総資本回転率

(3) セグメント別棚卸資産回転率

(4) セグメント別売上高増加率

問 2 上記 **問 1** の財務分析指標の計算結果に基づき、システム事業の収益性について、コンポーネント事業と比較して、評価しなさい。

問 3 上記[**資料 4**] はB社の各セグメントが属する市場の規模について推移を示したものである。上記 **問 1** の財務分析指標の計算結果に基づき、システム事業の成長性について、コンポーネント事業と比較して評価するとともに、[**資料 4**]を参照して、B社が今後システム事業において成長するための課題について言及しなさい。

問題 3

問 1 上記[**資料 1**]を参照し、平成 28 年度に関する以下(1)から(3)の財務分析指標について、解答例(例：売上高当期純利益率)に倣って、「計算式」欄には指標の名称の下に具体的な計算式を示し、「A 社」及び「B 社」欄にはそれぞれの計算結果を答えなさい。

なお、計算に当たっては、次の指示に従うものとする。

・ 貸借対照表項目と損益計算書項目を対比する計算式の場合には、貸借対照表項目は期首・期末の平均値を用いて計算する。

・ 計算結果は、**小数点以下第 3 位を四捨五入**する。

(1) 売上高販管費率

(2) 株主資本利益率

(3) 株主資本回転率

問 2 上記 **問 1** の財務分析指標の計算結果に基づき、B 社の収益性について、A 社と比較して、評価しなさい。

問 3 B 社の経営者は中長期的に株主資本利益率の向上を目指している。株主資本利益率は「売上高当期純利益率」及び「株主資本回転率」に展開され、さらに「株主資本回転率」は「総資本回転率」及び「財務レバレッジ」に展開される。

(1) B 社の経営者が株主資本利益率を向上させるために有効と考えられる施策について、「売上高当期純利益率」及び「**総資本**回転率」を各々向上させる視点から説明しなさい。説明に当たっては **問題 2** の B 社のセグメント分析結果及び **問題 3** の分析結果並びに[**資料 4**]を踏まえて解答すること。

(2) 「財務レバレッジ」を向上させる施策を一つ挙げて説明しなさい。

（満点　200 点）　｛第七問とあわせ　時　間　2 時間｝

第　八　問　（100 点）

あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、金融商品取引法監査の契約を締結しているＹ株式会社（以下、「Ｙ社」という。）を担当する監査チームのメンバーに当期（Ｘ年３月期）から任命され、財務諸表監査における IT に関連する内部統制の有効性評価を担当することとなった。

以下の資料は、あなたがＹ社に往査し、ヒアリング及び資料の閲覧等により入手した情報の一部である。

以下の［**資料１**］から［**資料５**］に基づき、各設問に答えなさい。

［資料１］　Ｙ社の業務の概要

Ｙ社は３月決算の上場企業であり、リース業を営んでいる。本社以外に、支店を６箇所、営業所を 10 箇所設置している。また、海外にもリース業の子会社を有している。Ｙ社は過去に合併買収をしたため、被合併会社（旧Ｚ社）が取り扱う商品の管理に当たって、見積契約管理システム、売上システム及び債権管理システムを継承して利用している。

［資料２］　Ｙ社システムの概要

システム名称	開発形態	O/S	所管部署	ハードウェア設置場所
Ｙ社見積契約管理システム	自社開発	Unix	システム部	外部委託先
Ｙ社売上システム	自社開発	Unix	システム部	外部委託先
Ｙ社債権管理システム	自社開発	Unix	システム部	外部委託先
旧Ｚ社見積契約管理システム	パッケージ（カスタマイズ）	Unix	システム部	外部委託先
旧Ｚ社売上システム	パッケージ（カスタマイズ）	Unix	システム部	外部委託先
旧Ｚ社債権管理システム	パッケージ（カスタマイズ）	Unix	システム部	外部委託先
購買システム	自社開発	Unix	システム部	外部委託先
固定資産管理システム	パッケージ	Unix	総務部	外部委託先
会計システム	パッケージ（カスタマイズ）	Windows	経理部	外部委託先
連結決算システム	パッケージ	Windows	経理部	外部委託先
人事給与システム	パッケージ	Windows	人事部	外部委託先

［資料３］　Ｙ社情報システム管理（全般統制）の概要

Ｙ社はシステム部が中心となって情報システムの管理を行っている。ハードウェアの管理や運用監視業務は全て国内の外部業者に委託しており、システム部は少人数で運用管理が可能となっている。また、海外子会社はＹ社の会計システムを海外からアクセスして自社の会計システムとして利用している。Ｙ社の会計システムのアクセス権設定の運用は、海外子会社からの申請を含めてＹ社で管理している。主要システムは電子化されているが、全てのシステムをインターネット接続しているわけではない。なお、ここ数年、システム上の主要な業務の停止は発生しておらず、システム変更としては、過去１年間に、Ｙ社債権管理システムに債権管理区分の変更があったが、当期はシステム変更の予定はない。Ｙ社の情報セキュリティのポリシーは、海外子会社においても遵守を求める。

［資料４］　Ｙ社の債権管理システムの概要

Ｙ社では、取り扱う商品ごとに売上計上した結果、発生する債権については、各債権管理システムにおいて管理している。それぞれのシステム単位で、債権の入金の消込が行われる仕組みとなっており、システムごとに債権管理の仕組みが異なり、延滞債権リストが出力される。

さらに、各売上システムや各債権管理システムから出力した情報を、手動によりスプレッドシートのマクロ機能を利用して会計システムへデータ転送を行う仕組みとなっている。

［資料５］　延滞債権リストに係るリスク評価及び対応手続の検討

あなたは、延滞債権リストの情報を監査手続に利用する予定である。

このため、ウォークスルーを実施することとなり、実施に当たって事前の情報収集を行い、ユーザマニュアルを所管している業務担当者及びシステム仕様書・データフロー図（入力情報から出力情報まで）を所管しているシステム部門担当者にインタビューを予定している。

当該延滞債権リストに係るリスク評価及び対応手続を進める上で、あなたはITの専門家の利用を考えており、ITの専門家とコミュニケーションを実施する予定である。

問題 1　上記[**資料 1**]から[**資料 3**]に基づき、IT の利用に伴う重要な虚偽表示に関する潜在的リスクについて検討し、以下の設問に答えなさい。

問 1　以下の IT 判定チェックリストのチェック事項の内容を検討し、(1)から(7)に当てはまる検討結果を答えなさい。なお、検討結果が Yes の場合は「Y」、No の場合は「N」の記号で解答すること。

IT 委員会研究報告第 42 号
IT 委員会実務指針第 6 号「IT を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの識別と評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」に関する Q & A　付録 1

IT 判定チェックリスト

会社名： **Y 株式会社**　　**年　度：** **X 年 3 月期**
監査担当者：＿＿＿＿＿＿　**査閲者：**＿＿＿＿＿＿

チェック事項	回答(Y・N)
1.　業種・監査の種類	
1-1　業種・業態は銀行・証券会社・保険会社等の金融機関か	N
1-2　上場会社か	(1)
2.　企業規模	
2-1　売上高、取引件数、従業員数などの企業規模の指標が大きくない	N
3.　会計取引にかかわる主要な業務システム	
3-1　主要業務は IT 化されているか	(2)
3-2　主要システムにインターネット等の外部接続はあるか	N
3-3　主要システムは自社開発か	(3)
3-4　主要システムがパッケージの場合、自社用に変更をしているか	(4)
4.　システム関連支出(省略)	
5.　要員の規模	
5-1　情報システムを担当している部署は、専門の部署か	Y
5-2　情報システム部門を担当している専任者は、多数か	N
5-3　情報システムに関する重要業務を外部委託していないか	N
6.　システムトラブル発生状況(システムの安定度の状況)	
6-1　過去 1 年以内にシステムトラブルにより、主要な業務の停止が発生したことがあるか	(5)
6-2　システムトラブルによりシステムが停止(システムダウン)した場合に、手作業での業務(ビジネス、会計)継続は困難か	N
7.　業務電子化(省略)	
8.　電子商取引の利用(省略)	
9.　システム変更	
9-1　過去 1 年間に会計情報に影響を与えるシステム変更が行われているか	(6)
9-2　当期に会計情報に影響を与えるシステム変更が行われるか	(7)

問 2 上記 **問 1** のIT判定チェックリストの検討結果に基づき、ITの利用に伴う重要な虚偽表示に関する潜在的リスクについて判定し、判定結論を以下の甲又は乙から選びなさい。また、その判定結論とした判定理由を答えなさい。

[**判定結論**]

甲： ITの利用に伴う重要な虚偽表示に関する潜在的リスクが十分に低いとはいえない。原則的なリスク評価手続を実施する。

乙： ITの利用に伴う重要な虚偽表示に関する潜在的リスクが十分に低い。ITに依存した内部統制の理解と評価に関する手続について省略する。

問 3 全般統制には通常、[**選択肢**]に示した事項に対する内部統制が含まれる。以下の(1)から(5)の説明は、[**選択肢**]に示した事項のいずれに適するか、その記号を答えなさい。

(1) 情報システムの稼動確認、臨時処理、障害が発生した場合の復旧、プログラムやデータの保全等に係る内部統制

(2) 導入手続に基づく開発の各段階での承認、適切な立場にあるユーザによるテスト等の内部統制

(3) アプリケーションが稼動する基盤であるシステム・ソフトウェアについての、プロセスの各段階での承認やテストといったアプリケーションと同様の内部統制

(4) システム変更担当部署とシステム運用部署の分離、変更対象プログラムの十分なテストの実施及び機能確認、プログラム導入前後の承認等の内部統制

(5) ユーザID管理やログ管理といった、プログラム及びデータ等の情報資源へのアクセスを制限するための論理的セキュリティのツールの導入・運用、入退出管理や情報機器への物理的なアクセス制限等に係る内部統制

[**選択肢**]

A． プログラム変更
B． アクセス・セキュリティ
C． アプリケーションの取得、開発及び保守
D． システム・ソフトウェアの取得、変更及び保守
E． データ・センターとネットワークの運用

問 4 上記[**資料3**]にあるように、Y社にとって重要な構成単位であるY社の海外子会社は、親会社と同じ会計システムを利用している。このような場合に、親会社の監査を担当するあなたは、海外子会社の監査チームに対して、グループ全体統制として、どのような概括的理解の情報を共有すべきかを具体的に2点答えなさい。

問題 2 上記[**資料 4**]にあるように、Y 社はスプレッドシートを利用しているが、監査人であるあなたは、スプレッドシートについて、その処理の内容や財務諸表の記載事項に影響を与えるリスクの程度等を勘案し、それに応じて必要と認められる統制手続の内容、範囲等を検討する必要がある。スプレッドシートのリスクの程度を評価するに当たり留意すべき点を 3 つ答えなさい。

問題 3

問 1 上記[**資料 5**]に基づき、あなたは延滞債権リストの作成過程に係るシステム上のデータの流れを追跡するためにウォークスルーを実施することを計画している。ウォークスルーの実施手順について記した以下の[Step 1]から[Step 3]の ア から オ に当てはまる用語を記載しなさい。

[Step 1] あなたは、ユーザマニュアル(操作マニュアル)を閲覧するとともに、 ア への質問を実施する。

[Step 2] あなたは、[Step 1]での理解を基に、データの流れを理解するため、データフロー図(フローチャート)や イ を閲覧し、 ウ への質問を実施する。

[Step 3] 最後に、延滞債権リストの作成過程を理解した上でサンプルを 1 件選び、 エ と オ の照合を実施する。

問 2 延滞債権リストの正確性と網羅性について評価する際に実施すべき手続を 2 つ答えなさい。

問 3 上記[**資料 5**]にあるようにあなたは IT の専門家とのコミュニケーションを実施予定であるが、「専門家の業務の利用」(監査基準委員会報告書 620)における専門家の適性、能力及び客観性に関する評価に係る事項以外で、監査チームと IT の専門家とのコミュニケーションにおける議題を 3 つ答えなさい。

問題 4 大量のデータを利用してコンピュータ利用監査技法(CAAT)を適用するに当たっては、被監査会社等から取引記録などの大量の経理情報を電子データとして入手し、業務を行うことになるため、依頼、取得、利用、保管・返却・廃棄の各局面において様々な点に留意する必要がある。以下の⑴から⑹の説明は、情報漏洩リスクを低減するための、「依頼」「取得」「利用」「保管・返却・廃棄」の各局面における方策である。[**選択肢**]に示した事項のいずれに適するか、その記号「あ.い.う.え」を答えなさい。

⑴ 作業終了後、元データ、作業途中に作成された中間ファイル、作業結果などの電子ファイルは、監査調書等として保管しておくべきものとそうでないものとに分類し、保管不要としたものについては返却又は廃棄を行うこと。

⑵ 電子データが保存されたUSBメモリ又はDVD等のメディアは、紛失リスクを低減させるため、必要以上の持ち歩きを控えること。

⑶ CAATを適用する趣旨、作業内容、作業中の電子データの管理、作業後の電子データの返却・廃棄方法等について被監査会社と十分に打合せを行い、合意をしておくこと。

⑷ 返却に当たっては、受領書のようなものを作成して取り交わすこと。

⑸ 電子データの提供元である被監査会社先の安全な場所にCAAT用PCやHDを設置し、その場所で作業を行うこと。

⑹ 電子データをメディアに保存する場合は、暗号化の情報漏洩対策を施すこと、コピーが複数作成されると、それだけ管理する対象が増えることから、不要なコピーを作成しないこと、被監査会社等と電子データの授受に際して、受領書のようなものを作成して事前に取り交わすこと。

[**選択肢**]

あ. 依頼
い. 取得
う. 利用
え. 保管・返却・廃棄

平成28年度修了考査
試　験　問　題

〔第九問・第十問
公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

注　意　事　項

1　試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
2　試験開始の合図により、試験を始めてください。
3　この冊子は、１頁から２頁までとなっています。
　試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
4　**答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。**
5　答案は配付した答案用紙で作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。
6　各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。各問の答案用紙が複数枚のものについては、１枚目だけでなく２枚目以降にも受験番号が記載されていますので、受験番号を確認し『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。
　自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
7　答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
8　問題に関する質問には一切応じません。
9　試験時間は１時間です。
10　**試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。**
11　問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
12　受験に必要のないものは、机上及び机中から撤去し、かつ、荷物は全て足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
　(1)　筆記用具
　　黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限ります。)及び修正液(修正テープ)
　　試験問題への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む。)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
　(2)　その他のもの
　　定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは１台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの１台に限る。)
13　携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
14　試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
15　試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
16　不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

平成28年度修了

平成28年度修了

平成28年度修了

（満点　100 点）　{第十問とあわせ 時　間　1 時間}

第　九　問　（50 点）

問題 1　日本公認会計士協会の定める倫理規則等（以下、「倫理規則等」という。）では、会員が様々な場面で職業的専門家としての判断を行う際の基本的な考え方に「事情に精通し、合理的な判断を行うことができる第三者」の概念が使用されている。これはどのような意味であり、どのような姿勢で判断を行うのかを答えなさい。

問題 2　監査法人において、ある監査チームメンバーに倫理規則等の違反事実が発見された。これは意図や自覚のない違反であり、速やかに是正するとともに必要なセーフガードを適用した結果、基本原則の遵守を阻害していないと認められた。監査法人ではこの違反の重要性の程度を評価し、「軽微」な違反と判断した。これに関して以下の各設問に答えなさい。

問 1　監査法人が「軽微」であると判断した違反事項であっても、被監査会社の監査役等に書面をもって伝達し、協議しなければならない理由を答えなさい。

問 2　「独立性に関する指針」で監査法人が監査役等との協議事項に含めなければならないとされる項目を答えなさい。

（満点　100 点）　｛第九問とあわせ　時　間　1 時間｝

第　十　問　（50 点）

監査法人 X の専門職員（被監査会社に対する保証業務に従事する職員）である公認会計士甲（以下、「甲」という。）及び公認会計士乙（以下、「乙」という。）は、上場会社である A 株式会社（以下、「A 社」という。）の平成 28 年 3 月期の金融商品取引法（以下、「金商法」という。）監査及び会社法監査に監査補助者として従事し、平成 28 年 4 月上旬には、 A 社が通期連結業績予想数値の上方修正を行うという情報を知っていた。

A 社は、平成 28 年 5 月上旬に、上場している金融商品取引所のホームページ（適時開示情報伝達システム）を通じて通期連結業績予想数値の上方修正を公表している。

この状況を踏まえ、以下の設問に答えなさい。

問 1　甲及び乙が、金商法で定める「インサイダー取引規制」の対象となる理由を答えなさい。

問 2　甲は、平成 28 年 4 月中旬に自己資金で A 社株式千株を買い付け、現在まで同株式を売却せず保有し続けている。

⑴　甲は、金商法で定める「インサイダー取引規制」に違反しているか否か、理由とともに答えなさい。

⑵　甲が、日本公認会計士協会の定める倫理規則等（以下、「倫理規則等」という。）に違反している内容を答えなさい。

問 3　乙は、平成 28 年 4 月中旬に A 社の通期連結業績予想数値の上方修正の情報を、友人丙（以下、「丙」という。）に利益を得させる目的で伝達し、 A 社株式の買い付けを勧めたが、結果的に、乙及び丙は、A 社株式の売買を行うことはなかった。

⑴　乙は、金商法で定める「インサイダー取引規制」に違反しているか否か、理由とともに答えなさい。

⑵　乙が、倫理規則等に違反している内容を答えなさい。